

## 逮捕と拘禁

### 法的権利

- 12.01 警察の逮捕権と拘留権ならびに市民の権利に関して米国国務省 2005 年報告書では、次のように記述している。

「警察と治安部隊には、違法行為を犯したと思われる妥当な容疑があれば逮捕状なしで当該容疑者を逮捕できる権限が付与されているため、彼らはしばしばその権限を乱用している。法律では、警察は容疑者を告発する前に 24 時間拘留することができる。逮捕にあたる警察官は、逮捕時に容疑者に対して嫌疑の内容を通告して、妥当な時間内に調書を作成するために警察署に連行することが義務付けられている。また、警察は容疑者が弁護人を選任したりあるいは保釈金を支払える機会を容疑者に与えなければならないことも法律で定められている。しかし、容疑者に嫌疑内容が通告されず、弁護士や家族との面会も許されず、保釈可能な罪状の場合でも保釈金を支払う機会を拒否されることが日常的に行われているのが実情である。被拘留者が長期間にわたって外部との連絡を絶たれることも珍しくない。保釈の許可も恣意的であるかあるいは超法規的な影響力に左右される。保釈制度が正常に機能していない地域も少なくないため、取調べのために容疑者が長期間拘留されている。法廷での審理に連れ出される前に警察から現金を要求されたと申し立てる容疑者も多くいる。公判に家族が傍聴に来ている場合には、警察が追加の現金支払いを家族に要求することも珍しくない」

「犯罪発生時に犯罪現場の近くに居合わせた人間は、数時間から数ヶ月までにわたり尋問のために拘留されることもある。頻繁に拘留された者は、釈放後もさらなる尋問のために繰り返し警察に出頭することを求められている」 [3a] (Section 1d)

- 12.02 公判前の拘留について米国国務省 2005 年報告書では、次のように記述している。

「公判前の長期拘留は依然として深刻な問題となっている。深刻な事務処理の停滞、横行する腐敗、ならびに不当な政治的圧力も相変わらず司法制度の妨げとなっている。3 月 [2005 年] には国内刑務所の実情調査のために司法長官が任命した作業部会の調査によって、収容者の 64 パーセントが公判を待つ被拘留者であることが判明した。中には公判が何回も延期されたために重大な遅れが生じているケースもある。何故非常に多くの容疑者が裁判を受けられないのかと問われて、警察は公判日に被拘留者を安全に法廷に輸送できないことを理由の 1 つとして挙げている。国家人権委員会 (NHRC) の報告によれば、一部の被拘留者は事件簿が紛失したために拘留されたままになっているという。州によっては公判を受けずに長期間拘留されていた者を州政府が釈放したところもある」 [3a] (Section 1d)

### 麻薬犯罪で有罪宣告を受けた者及び 1990 年法令 33 号

- 12.03 ナイジェリアに関する英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように記述している。

「1990 年法令 33 号第 12 条 (2) 項には、‘ 外国において麻薬及び向精神剤が関与する犯罪により有罪判決を受け、それによりナイジェリア国の評判を貶めたナイジェリア国民はすべて、本条の以下の項に定める違法行為により有罪とする ’ と

定められている。刑罰については同法令第 12 条 (3) 項に、‘ 本条第 [...] (2) 項に定める犯罪により有罪宣告を受けた者はすべからず、罰金刑の選択権を与えられない禁固 5 年の刑に処せられるものとし、当人の資産及び財産は本法令の規定に従って没収されるものとする ’ と規定されている」 [15] (p55-56)

12.04 FFM 報告書はまた、次のようにも述べている。

「オデュグベサン [連邦司法長官] の説明によれば、麻薬関連で国外において有罪判決を受けた者がナイジェリアに帰国後再び裁判にかけられ有罪判決を受ける可能性もあるという。ただし、国外で ‘ 判決通り ’ 刑期を務め終えた者が再度有罪判決を宣告されたという事例は聞いたことがないとオデュグベサンは言う。しかし、彼は、ナイジェリアでは麻薬犯罪は厳格に処罰されており、‘ もしナイジェリアの法律が追加の刑罰を規定していれば、それは必ず実行されるはずだ ’ と付け加えている」

「...麻薬取引に関与して受けた刑を外国で服役した者がナイジェリアに帰国後に再び起訴され有罪判決を受けたケースは複数あると、オビアグウ [法的擁護支援プロジェクト] は確認している。法律上の主張としては、麻薬取締法の ‘ ナイジェリア国の評判を貶めた ’ という記載が麻薬取引とは別のもう 1 つの犯罪を構成するということである。この解釈によれば、一事不再理の原則が侵害されることにはならない」

「...オビ [PRAWA] は、一事再理は実際にナイジェリアで行われていると釘を刺している。彼の説明によれば、ナイジェリアへ帰国後に処罰される可能性があるのは麻薬取引に限らず、マネーロンダリング、前納金詐欺、武装強盗、強姦その他多くの犯罪も対象となっているという。ナイジェリア当局は、ヨーロッパでの収監は ‘ 本当の刑罰 ’ とは言えず、そのためナイジェリア国内の刑務所で ‘ 適正な処罰 ’ を与える必要があると考えている。捜査の結果次第で、裁判所は 2 - 3 年から最大 7 年までの追加の量刑を当該犯罪者が外国で務めた刑期に上乗せする場合がある。多くの場合、このような人間は完全警備の **刑務所** に収監される」 [15] (p55-56)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 刑務所の状態

13.01 刑務所の状態について英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では次のように述べている。

「刑務局副局長パシエル・ンゼレムの意見は、ナイジェリア刑務局 (NPS) で進行中の改革のテンポはますます加速しており、倫理規準にも大幅な改善がなされており、このままの状態が続けば国際的規準と肩を並べることも可能であるというものである。ンゼレムは、ナイジェリアの刑務所の状態は今では ‘ 生命を脅かす ’ ほど過酷なものとは考えていない」 [15] (p58)

「オグボゾル [ナイジェリア代表者、PRAWA] は、刑務所の状態は全般的に ‘ 非人道的で尊厳を無視した生命を脅かす ’ ものであることに変わりはないが、この問題の解決に政府が真剣に取り組んでいることは間違いないと言う。状況改善のための財政支援の額も増やされ、特定の受刑囚（例えば、麻薬犯罪者など）の収容に特化した施設をはじめとする新規の施設建設も行われており、医療保険サー

ビスと衝突解決の両面においても改善がみられる。しかし、最大の問題である過密状態は依然として未解決で、この点について問題解決を図るために 2004 年には大統領直属の刑務所過密問題対策委員会が再編成された。オグボソールはまた、2 つの法案、1 つは 1972 年刑務所法と NPS の改正法案、もう 1 つは職員の採用、規準設定及び懲罰を行う権限を有する刑務委員会の設置を定める法案が現在連邦議会に上程中であることに注意を喚起している」 [15] (p58)

「...ンゼレムは刑務所内での医療処置の利用可能性に改善がみられることを指摘している。現在では、すべての刑務所に看護師もしくは救急医療師が配属されているという。規模の大きい 4 つの刑務所（ラゴス、バウチ、カドゥナ及びイレシャ）には実際に刑務所内に病院施設が設けられている。医師もほぼすべての刑務所で採用しており、常駐していない場合でも即座に医師に連絡がとれる体制になっている。衛生状態の問題については現在取り組みが進んでおり、ほとんどの刑務所に公衆衛生技官が導入されて状況の改善が図られつつある。刑務所と公共水道施設との接続ができないため、一部の地域では依然として安全な飲料水の確保に問題が残っているが、この問題を解決するために試錐孔を掘削中であるという」 [15] (p59)

#### 13.02 米国国務省 2005 年報告書 でも、次のように記述されている。

「刑務所と拘置所 [2005 年時点] は、依然として過酷で生命を脅かす危険な状態にある。ほとんどの刑務所は 70-80 年前に建設されたものであり、基本的な施設を備えていない。飲料水不足、不十分な下水施設、及び激しい過密状態のために不健康かつ危険な衛生状態が現出している。一部の刑務所では、設計収容人員よりも 200-300 パーセントも多い受刑者が収容されている場合もある。政府は、こうした過密状態が刑務所全体に共通する過酷な状態の主たる原因であると認めている。非常に長期間にわたる公判前の拘留が過密状態を生む一因となっている」

「国内刑務所の実情調査のために司法長官が任命した作業部会が行った調査の報告書が 3 月 [2005 年] に発表された。この調査によって、収容者の 64 パーセントが公判を待つ被拘留者で、弁護士が付いている者は 25 パーセントしかいないことが判明している。ナイジェリア国内の刑務所の 3 分の 2 近くが築後 50 年以上を経過しているという。すべての刑務所が泥レンガを使って建てられており、下水、食事、保健、教育及び娯楽などの施設はすべて標準を下回るものであった」

「すし詰め状態で換気設備も乏しい環境で病気が蔓延しており、医薬品も慢性的に不足していることが報告されている。受刑者は、ほんの時折しかも不定期にしか娯楽や運動のために房外に出ることを許されていない。十分な食糧を得ているのは金を持っているか親族が定期的に食べ物を差し入れてくれる者に限られている。また、刑務官の間での軽微な汚職行為により食糧購入のための差入れ金が受刑者のもとに届かないという。貧しい受刑者は他の受刑者からの施しで生き延びている状態である。ベッドやマットレスを支給されていない受刑者も多く、必然的にコンクリート床の上で、しばしば毛布さえも持たずに眠らざるを得ないことも多い。刑務関係者、警察、及び治安部隊は、刑罰の一種として、あるいは受刑者から財物強要を行うために、受刑者に食事や医療を与えないことも珍しくないという」

「環境条件の過酷さや適切な医療処置が与えられないことが原因で死亡する受刑者も多い。国立 [非] 政府組織 [ママ] (NGO) の受刑者更生福祉アクション (PRAWA) によれば、死亡した受刑者は直ちに刑務所敷地内に埋められ、通常は

受刑者の家族に連絡されることはないという。刑務所職員による記録管理の杜撰さにより、全国の刑務所で死亡した受刑者数を推定するのは困難である」

「実際には女性と未成年者も男子受刑者と一緒に収容されており、これは特に農村部でよく見られる。こうした状態でどの程度の人権侵害が行われているのかは把握されていない。大概の場合、軽犯罪で告発された女性は保釈で釈放されるが、重罪で告発された女性は拘留される。法律では児童の収監を禁じているが、実際には未成年犯罪者も成人犯罪者と一緒に収監されることも日常的にみられる。刑務局は正式には被拘留者と有罪判決を受けている受刑者とを別々に収監することを義務付けられているが、監禁の方法は単純に施設の収容能力によって決められているのが現実である。その結果として、未決拘留者が受刑者と同じ施設に収監されることが多くなる」

「政府は、PRAWAや国際赤十字委員会 (ICRC) をはじめとした国内外のNGOに刑務所への定期的な訪問を許可している。PRAWAとICRCはそれぞれの活動をニュースレターの形式で公表している。政府は、刑務所での収監と更生の方法に問題があること認めており、上記のような団体と協力してそれらの問題の解決を図ろうとしている」 [3a] (Section 1c)

13.03 国連統合地域情報ネットワーク (IRIN) のナイジェリアの刑務所に関する 2006 年 1 月 11 日付けの報告書では、次のように述べられている。

「ナイジェリアの刑務所で活動している[人] 権利組織—ならびに刑務官自身も—は、この国の死刑囚の状態は国際的な人権基準の最低レベルさえ満たしていないと言っている」

「カドゥナの刑務所では、死刑囚は 1 日中監房に閉じ込められたままであると、北部都市に本部を置く人権擁護団体である人権モニター (HRM) の理事長フェスタス・オコイヨは語っている」

「『死刑囚たちが監房の外へ出るのを許されることはほとんどなく、許可された場合でも、1 人ずつ数分間外に出るだけである』と彼は言う。その間に、他の受刑者が死刑囚の監房からトイレ代わりのバケツを回収して歩くのである」

「ほとんどの死刑囚は全く孤独で面会人が訪れることも決していない。彼らの家族は遠方に住んでいて、身内が犯した犯罪と関わりがあると疑われることを恐れて死刑囚を見捨てている、と[人] 権利組織筋は伝えている。中には看守が要求する『面会権利』料を単に支払う余裕がないという者もいる」

「ナイジェリア政府は自国の監獄の悲惨な状態を認め、過密状態と劣悪な環境条件を軽減する措置として、公判を待っている 25,000 名程の被拘留者（中には 10 年にもわたり拘留されていた者もいる）を釈放する計画を発表している」

「この措置によって、何年間も死刑を待っている死刑囚を取り巻く条件が少しは改善される可能性はある。HRM によれば、1999 年以降に北部ナイジェリアで処刑された受刑者は 1 人だけで、当局も死刑の執行には慎重であることを率直に認めているという」

「ナイジェリア最大の受刑者権利擁護組織である受刑者更生福祉アクション (PRAWA) のアーネスト・オグボゾルによれば、ナイジェリア国内で収監されて

いる合計 40,000 名のうち、死刑の執行を待つ受刑者は 548 名で、そのうち 10 名が女性であるという」

「...ナイジェリアの刑務所が抱える 2 つの大きな問題は、過密状態と食料不足であると刑務監察官補佐官ハッサン・ダイディ・ラボは語っている」

「カドゥナの例が分かりやすい。2005 年 12 月、ほぼ 1 世紀前に建設された設計収容人数が 550 名の 10 棟の建物に 957 名が押し込まれていた」

「ラボによれば、収容能力の 4 倍もの人数が詰め込まれている刑務所もあるという」

「...外部の団体による監視が与えた影響も大きい。10 年以上前に宗教団体や人権組織に対して刑務所の門戸を開いて以来、1980 年代末には年間 1500 名であった刑務所での死亡者の数が 2003 年には 89 名に減少したと当局は発表している」

「それでも、特に食糧不足などによる刑務所内での死亡のリスクは依然として高いと、カドゥナ刑務所病院の医師ハーブ・ダムラックは語っている」

「...すでに劣悪な衛生状態に食料不足が重なり状況は悪化するばかりである。栄養失調の受刑者は、不潔さが原因で罹る結核や皮膚病などの感染症に非常に冒されやすくなるとダムラック医師は言っている」

「カドゥナ刑務所の女性受刑者についても事情は同じである。ここでは、2 つの監房に 18 名の女性が生活しており、鉄製のベッドを重ねてそこで眠るが、中にはマットレスがないものもある。トイレの水道には長い間水が通っていない」

「...刑務所の状況は収監者に重くのしかかっており、うつ病及びその他心理的障害を引き起こす原因となっているとダムラックは言う。その上、刑務所の職員はそうした問題に対処する訓練を受けていないとも指摘している」

「...最近発表された被拘置者を釈放する計画では、公判を 3-10 年間待ち続けてきた未決囚については、即時釈放のために係争事件の見直しが行われることになっている。また、該当罪状の量刑よりも長期間拘留されている囚人に加えて、老人、末期症状の患者と HIV 感染者もこの見直しの対象になるという」 [21f]

13.04 ナイジェリア国内の超法規、即決または恣意的処刑に関する国連人権委員会の特別報告者報告書でも、次のように記述している。

「ナイジェリアの刑務所制度を本報告書で採り上げざるを得なくなるほどに、拘留中の死や死刑を待つ多くの受刑者の問題は惨状をきわめている。大部分が機能不全に陥っている司法制度の下、ナイジェリアでは犯罪容疑者に対し恣意的かつ非常に過酷な刑罰が科されている。約 44,000 名の収監者のうち、半数を超える 25,000 名が公判を待つ未決囚である。その約 75 パーセントは刑罰が死刑に相当する武装強盗容疑で告発されている。また、それら容疑者の 4 分の 3 は法律扶助協議会からの法律的扶助を得られておらず、なんと 3.7 パーセントの者が事件簿の紛失のために拘留され続けているという。この 25,000 名のうちで特別報告者が話を聞いた者の多くが、中には健康に深刻な害を及ぼすような状態で 10-14 年もの長期にわたって拘禁され続けているケースもあるという」 [26b] (p18)

「告発された[者]でも金を都合できる者はこうした運命に苦しむことはほとんどない。このような不条理な投獄は貧乏人の‘特権’である。州の首席裁判官の中には、容疑の犯罪で受けられると思われる刑期よりも長い期間収監されている者の釈放を命じるべく定期的に面会を実行している非常に良心的な判事もいるが、他の判事の行動は鈍く同情心も欠落しており、公判を待つ被拘置者に面会に行くこともほとんどない」 [26b] (p18)

「...刑務所の全般的な状態は本特別報告者に委託された事項ではないが、死刑を待つ人間の数ならびに受刑者の大多数がおそらく極刑に相当する容疑（武装強盗又は殺人）で告発されている事実を考えれば、刑務所の状態についてコメントしておく必要がある。本特別報告者が耳にした公務員による人権侵害に対する告発件数は見事なほど少数であるが、他方、人道的な状態を確保するための財源が不足していることを幹部職員をはじめほぼ全員が非難している。一般的な現象としては、設計収容人員 25 名の監房に 100 名を大幅に超える人数が収容され、病気を生む恐ろしく非衛生的な状態、死を招く恐れのある未処置の病気、ならびに全く不十分な食糧などが挙げられる。政治家の優先事項リストに刑務所の環境改善予算が挙げられることは決してないが、この問題こそ最も重要な議題とすべきものである。死刑囚の状況が過酷であると同時に、膨大な数の公判待ち被拘置者がそれよりも酷い状態に置かれている場合も多い。拘留中の死の大半は故意の虐待ではなく非人道的な環境条件が原因で引き起こされるのである」 [26b] (p18)

目次へ戻る  
資料リストへ

## 死刑

14.01 アムネスティ・インターナショナル (AI) 報告書『死刑：廃止支持国と存続支持国のリスト』（2006 年 8 月改訂）には、ナイジェリアは一般犯罪の刑罰として死刑を実施している国であると記されている。 [12b]

14.02 2004 年 5 月に発表されたアムネスティ・インターナショナル 報告書『ナイジェリアにおける死刑』では、次のように述べられている。

「アムネスティ・インターナショナルは、ナイジェリアの裁判所が 1999 年以降少なくとも 33 件の死刑判決を出していると認識している。そのうち少なくとも 22 件は刑法典または刑法に基づいて下されたものである。ナイジェリアの人権組織である刑務所更生福祉アクション (PRAWA) によれば、2003 年 7 月現在、ナイジェリア国内には死刑判決の執行を待つ死刑囚は合計 487 名おり、そのうち 11 名は女性だという。ナイジェリア刑務局本部が出している公式統計では、2004 年 1 月 20 日現在の数字は 448 名であるとしている。一番最近に執行された死刑囚は 2002 年 1 月 3 日に絞首刑に処されたサニ・ヤクブ・ロディである」 [12d] (p1)

14.03 死刑は、アムネスティ・インターナショナル 報告書『ナイジェリアにおける死刑』でも述べられているように、政府が気を遣っている問題の 1 つである。

「ナイジェリア国内での死刑に対する関心とその是非をめぐる議論の高まりを受けて、オルセグン・オバサンジョ大統領の主導のもと 2003 年 11 月 13 日に初めて議会においてこの問題について議論が開始された。このプロセスをさらに進めるために、連邦司法長官は、ナイジェリア社会の各層を代表する 12 名から構成

され、後に国家死刑作業委員会として活動を始めることになる専門家委員会の設置を決定した」 [12d] (p2)

- 14.04 死刑に関しては、アムネスティ・インターナショナルのナイジェリアに関する 2005 年 報告書に次のように記述されている。

「[2005 年には] 死刑は執行されていない。ただし、北部ナイジェリアのシャリア（イスラム法）法廷によって少なくとも 4 件の死刑判決が宣告されている。シャリア法廷が下した死刑判決のうち 1 件は、上訴裁判所により判決が覆されている」

「シャリア法廷 – 新シャリア刑立法に基づいて 1999 年以降北部ナイジェリア一帯で **ジナ**（性関連犯罪）を犯したイスラム教徒に鞭打ち刑及び死刑を課す権限を付与されている – による審理は、一般的に著しく公正さを欠いている。貧乏人や社会的弱者が弁護人選任などの基本的な抗弁権をシャリア法廷によって拒否されることが頻繁に起きている」

「...政府は、国家死刑作業委員会が 2004 年 10 月に提出した死刑の一時停止勧告に対する政府の対応は公表していない。7 月 [2005 年] には、新憲法案の討議のために 2 月 [2005 年] から代表者たちによる会合を重ねていた国家政治改革会議の委員会が、‘武装強盗やカルト主義などの凶悪な犯罪’を行った未成年は死刑に処すべきであると勧告している」 [12f]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 政治的所属

- 15.01 米国内務省 2005 年報告書では、次のように述べられている。

「他の人間と団結して政党、労働組合あるいは特別利益団体を結成する自由が法律で規定されており、一般的に政府はこの権利を尊重してきている。法律では政党を自由に結成することは認められている。この年に独立選挙管理委員会に登録されていた政党は 30 であった」 [3a] (Section 2b)

## 政治的表現の自由

- 15.02 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では次のように述べている。

「ウトミ教授によれば、野党政治家は自由に政治的見解を表明することができるという。しかし、すべての野党政治家が権力の近くにいたいと願っており、そのため政府に対する批判を控えていることが野党政治家の問題である。政府のメンバーと野党のメンバーの間に密接な個人的関係もみられる」 [15] (p9)

## 結社集会の自由

### 15.03 米国国務省 2005 年報告書では次のように述べている。

「法律では集会の自由を規定しており、一般的に政府側の集会についてはこの権利を尊重しているが、野党側の集会には相変わらず制限が加えられている。対立住民間の暴力事件が発生している地域では、警察と治安部隊は市民集会やデモをそれぞれの内容を判断した上で許可 / 不許可を決定している」

「6 月 [2005 年]、アブジャの高等裁判所は、すべての大衆集会と行進に警察の許可証の取得を義務付けていた 1990 年治安法の無効判決を下した。治安部隊は警察許可証が取得されていないことを理由に野党側の集会に恒常的に抑圧行為を加えているが、与党を支持する集会は常に許可されている。治安法の無効判決に対して警察は控訴すると警察長官代理が直ちに発表したが、同時に平和的な集会に対する妨害行為を禁じた裁判所の差止め命令は尊重する旨を言明している。裁判所の裁定が出た後は警察による集会妨害は概ね行われていないが、多数の児童が犠牲となった 12 月 11 日 [2005 年] の飛行機事故 [に対して] 抗議する女性集会に警察が催涙ガスを発射するという事態が 12 月 [2005 年] にラゴスで起きている」

「政府は、集会の政治的、民族的あるいは宗教的意図が騒乱を引き起こす可能性があると考えられる場合には時折その開催を禁止している。通常の礼拝場所から離れた野外での礼拝行為は、異宗教間の緊張を高める恐れから依然として禁止されている。公共の場所での行進、集会、デモ及び会合を禁じたカドゥナ州政府の禁止令は、ケースバイケースで実施されている。プラトー州でのすべての政治的、文化的及び宗教的会合を禁じた治安部隊委員会の禁止令も相変わらず臨機応変ベースで適用されている」

「...治安部隊はデモの強制的解散を同年 [2005 年] 中も行っている。2 月 [2005 年] にはデルタ地帯のエスクラヴォス石油ターミナルでのデモ参加者に対して合同機動部隊が行過ぎた武力行使を行っている。目撃者の話では、およそ 300 名の抗議者たちを解散させるために、治安部隊の隊員は催涙ガスを発射した後に実弾を発砲したという。これにより少なくとも 30 名が負傷、また少なくとも 1 名のデモ参加者が志望した。同年末時点では、この事件の責任者に対する捜査や訴追は一切行われていない」

「5 月 2 日 [2005 年] にケッピ州のヤウリ市で集まった抗議者へ向けて警察が発砲し、4 名の死者を出している。この時は、武装強盗への警察の関与 [に対して] 抗議するために地元のイスラム教首長の大邸宅にデモ参加者が集まっていた。住民はそれ以前に数名の武装強盗を取り押さえて警察へ突き出したが、そこで強盗自身が警察官であることが判明したのである。デモの群集に発砲した警官に対しては何の処分も行われていない」 [3a] (Section 2b)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 言論の自由とメディア

### 16.01 米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている

「法律では言論の自由と報道の自由を規定しているが、法律運用では政府は時にこれらの権利を制限することがある。自由な報道を行っている民間の報道機関も数多くあるが、同時に治安部隊による攻撃も同年中には数多く発生している。ジャーナリストの中には自己検閲をしている者もいる」

「...国内には規模も大きく活気ある民間の報道機関が 1 つあり、政府に批判的な報道を頻繁に行っている。政府が保有する国営の日刊紙は『ニュー・ナイジェリアン』紙の 1 紙のみが発行されている。いくつかの州では日刊紙または週刊紙の新聞発行事業を保有しているところもあり、これらも英字新聞である。これらの刊行物は、大体において作りは貧弱で、発行部数も少なく、事業を継続するためには州からの多額の補助金を必要としている。同年末現在で大手の日刊紙が 14 紙、週刊誌が 6 誌、さらにセンセーショナルな新聞及びゴシップ出版物がいくつか発行されている」

「...電子メディアの大半は政府の保有及び支配下に置かれている。政府が保有する国営ラジオ局としてナイジェリア連邦ラジオ公社があり、ここでは英語、ハウサ語、ヨルバ語、イグボ語及びその他言語で放送を行っている。州営のラジオ局は 51 局あり英語と地元の言語で放送している。規制撤廃と放送媒体の監視を行う機関として国家放送委員会 (NBC) がある。同年 [2005 年] に放送活動を行っていた民間ラジオ局は 12 社ほどである。政府は、国内向け、近隣西アフリカ諸国ならびに南アフリカ向けに放送電波を発しているボイス・オブ・ナイジェリアも運営している」

「...同年中に政府は複数のラジオ局の放送停止と新聞の没収を行っている。例えば、2 月 10 日 [2005 年] にはアナンブラ州のオニツシャで SSS の職員が MASSOB に関する記事が掲載された雑誌を大量に没収している。これに対して、新聞配達代理店協会の協会員は新聞販売店への SSS による脅迫に抗議する集会をオニツシャで開催した」

「...政府の治安職員が時折新聞社を訪問または電話をかけて記事や情報源についての情報を要求することがあると編集者たちは語っている。新聞の編集者や社主が人権侵害や殺人の被害状況を実際よりも過小に報道しており、自己検閲がそうさせている面もあることを地元の複数の NGO も仄めかしている。州知事にとって州の放送アナウンサーやジャーナリストが重要な広報道具である状態は続いており、これら当局者は州営メディアを利用して州政府の業績を喧伝し、自分たちの政治目的を達成する助けとしている」

「ナイジェリアでは名誉毀損は犯罪と認定されており、名誉毀損で告発された被告はニュース報道や解説に含まれる意見または価値判断の真実性を立証しなければ

ばならない。これにより、メディア側被告が「公共の利益となる事項に関する公正なコメント」の擁護原則に依拠できる環境が狭められ、かつ表現の自由も制限されることとなる。名誉毀損に対する刑法上の刑罰は 1-7 年の禁固となっている（7 年の禁固刑が科されるのは、名誉毀損を構成する記事が脅迫目的で発行された場合）」[3a] (Section 2a)

- 16.02 2006 年 4 月に発行された BBC の『ナイジェリアの国情』では次のように述べられている。

「ナイジェリアのメディア状況はアフリカで最も活況を呈している。ほぼ全国至る所で受信できる国営ラジオ及びテレビの放送は、連邦及び州レベルで運営されている。36 の州すべてが自前のラジオ局を保有しており、その大半はテレビ放送も行っている」

「メディア規制機関が 2005 年に伝えたところでは、これまで民間事業者に与えられたラジオ及びテレビ放送権認可は 280 件以上にのぼるという」

「しかし、これら電波事業、特にテレビ局の運営は多額の費用がかかる割には広告収入があまり期待できないという悪条件に悩まされている」

「多くのナイジェリア国民にとってラジオは重要な情報源となっている。テレビ放送はどちらかと言えば都市部の富裕層を中心に視聴されている。BBC をはじめとする海外のラジオ放送は国内で広く聴取されている」

「全国紙及び地方紙を発行する新聞社ならびに書籍出版社の数は 100 社を超え、一部は国営である。これらの中には、民族グループの利益を擁護して広く支持を得ている日刊紙、大衆タブロイド紙及び刊行物も含まれている。活気溢れる新聞業界は政府批判の記事を掲載することも珍しくない」

「オバサンジョ大統領の統治下でメディアの自由は改善されている。しかし、メディアに対する制限的な法令は依然として存続しており、2004 年には、外国のラジオ放送局の番組を再放送することが禁じられ、また提案中のメディア規制法に対する懸念も表明されている」

「メディアの権利擁護団体『国境なきレポーター』は、暴力事件の発生率の高さを引き合いに出して、ナイジェリアのジャーナリストは「残虐性が横溢する文化」の只中で活動していると評している」[8d]

- 16.03 2006 年 1 月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチのナイジェリアに関する人権総覧 2005 年報告書では、次のように述べている。

「軍政の終結以降、市民の自由の点では大きな前進があったにも関わらず、表現の自由に対する制限はまだいくつか残っている。2005 年全般を通して、連邦警察及び国家保安庁 (SSS) の部隊が出版社、編集者及びジャーナリストに嫌がらせを行い、時には拘禁もするという状況は続いている。2005 年にはそうしたケースの少なくとも 2 件で、オルセグン・オバサンジョ大統領の妻を含む政治的に著名な人物を汚職で告発した新聞記事に対応して治安部隊が新聞社に強制捜査に入っている」[22e] (p3)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 人権に関する公的機関、組織及び活動家

17.01 米国国務省 2005 年報告書では、次のように述べている。

「数多くの国内及び国際的な人権団体は、人権侵害問題の調査及び発見事項の出版などといった活動をおおむね政府による制限を受けることなく行っている。人権団体に対する政府の職員の姿勢は全般的には協力的で、人権団体側の見解に対しても物分りの良い反応を示している。政府が行った人権侵害に対する批判は様々なメディアの随所で見られる。人権活動家たちは、連邦政府職員と彼らの間の相互関係は好転してきているはいるが、もっと頻繁に交流を行う必要があると語っている。選択的にはあるが、政府は一部の人権団体を全国政治改革会議に参加させている。しかし、両者の相互関係が依然として緊張を孕んでいることに変わりはなく、人権団体は政府と密接な関係を結ぶことにあまり乗り気ではない」

「ナイジェリアでは国内および国際的な NGO も数多く活動している。重要な NGO としては、AI ナイジェリア、キャンペーン・フォ・デモクラシー、法執行教育センター (CLEEN)、人権擁護委員会 (CDHR)、女性の売買・児童労働根絶財団 (WOTCLEF)、及びナイジェリア女性連合 (WOCON) などがある。NGO は一般的には政府からは独立した存在である。ただし、副大統領の妻が理事長を務める WOTCLEF など一部の NGO は政府と緊密な結びつきを持つものもある」

「この年には複数の国際的 NGO が積極的に同国内の人権問題に取り組んでいる。ICRC は、アブジャとラゴスにおいて地域代表者の指揮の下、人権、衛生及び受刑者の保健医療について刑務所職員の訓練にあたっている。AI は、女性に対する暴力とニジェール・デルタ地帯で継続する人権侵害に関して複数の報告書を発表している。ヒューマン・ライツ・ウォッチも、北部での宗教関連及び対立住民間の暴力ならびに警察による人権侵害とともに、ニジェール・デルタでの暴力と人権侵害について報告している」

「政府から人権の監視と擁護の任務を課せられているNHRCは、独立監視機関として国民とNGOの信頼をさらに獲得すべく努力している。NHRCは国内に6つある政治地域のそれぞれに地域支部を設けている。設立以来、NHRCの活動は資金不足のために限定的なものにとどまっている。この委員会は、司法権限も与えられていないため政府に対する拘束力に欠ける勧告しか行うことができない」

[3a] (Section 4)

17.02 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書では、次のように述べている。

「ナイジェリアでの派遣任務の間、調査団は、LEDAP、PRAWA、女性の売買・児童労働根絶財団 (WOTCLEF)、WACOL及びBAOBABなどのNGOと会合をもった。これら5つの組織の代表者たちが口を揃えて語ったのは、彼らは不法行為あるいは暴力的な夫、強制結婚、FGM、不法取引仲介者や売春宿の女性経営者などの非国家主体からの嫌がらせ、ならびにシャリア法廷の判決などによる犠牲者たちに何とかして法的援助と後押しを提供しようとしている、ということであった」 [15] (p36)

「上記の5つのNGOは、ナイジェリア全土の様々な場所で活動しており、保護及び／若しくは法的援助を必要としている個人が利用可能な援助を見つけやすいように地元のNGOとも協力し合っているという。しかし、また同時に、貧しく、文盲あるいは無教育の人々は、法体制や救済を求める方策の存在や、あるいはナイ

ジェリア国内の広範な NGO から支援や保護を得ることができることを知らない可能性もあるとも語っている」 [15] (p36)

「ナイジェリア国内で最も重要な女性支援 NGO である BAOBAB は、多くの女性支援 NGO と連携して活動しており、BAOBAB 代表者の説明では、下記の組織との間に実りのある協力関係を維持しているという」

ガール・パワー・イニシアティブ：所在地—ベニン・シティ、カラバール（クロス・リバー）、アサバ（デルタ）及びウヨ（アクワ・イボム）。

女性に対する暴力警報プロジェクト（プロジェクト・アラート）：所在地—ラゴス。

カトリック事務局：所在地—ラゴス。

ナイジェリア女性コンサルタンツ：所在地—ラゴス、アベオクタ（オグン州）及びエヌグ

「また、WOTCLEF の説明では、同組織はアブジャに本部のある NGO の『イブラヒムの娘たち』と連携して活動を行っているという。イブラヒムの娘たちは人身売買と売春の被害者を援助している」

「BAOBAB によれば、女性を支援する政府の制度が存在しないナイジェリアの国内には、専門に女性支援に奉仕する NGO の数は 10 から 15 あるという」 [15] (p37)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 政治腐敗と政府の取り組み

- 18.01 『西アフリカ・レビュー』誌に 2003 年に掲載された論説の中で、オシタ・アグブはナイジェリアでは腐敗が蔓延していると述べているが、また、政府がこの問題解決のための措置をいくつかとっていることも認めている。アグブの論文では次のように述べられている。

「ナイジェリアでは汚職が蔓延していると言うのは自明のことを言い直しているに過ぎない。ナイジェリアの政治腐敗は、現在表出している有様から考えれば、風土病または全身症状と呼ぶほうが正しい。ただし、民主選挙で選ばれた現在のオルセグン・オバサンジョ大統領がこの事実を認識していない、あるいはこの問題に何も手を打っていないということではない。しかし、政治腐敗が制度化されたような状況では、ナイジェリア社会に現在存在する賄賂と腐敗の堅固な壁に小さな凹みをつけるだけでも優に 10 年を下らない時間がかかるかもしれない」

「ナイジェリアに関しては、腐敗した慣行をこれほど蔓延させる上で中心的な役割を果たしたと考えられる要因としては様々なものが挙げられている。それらを端的に言えば、ナイジェリアの政治経済の性格、脆弱な政府機関、機能不全に陥っている司法制度、‘大物’から多くを得ることを期待する金持ち風の派手な生活を好む文化、拡大家族の圧力、村落／民族への忠誠心、ならびに民族間の競争意識の高さなどが挙げられる」

「1990 年汚職・経済犯罪法案からインスピレーションを受けて、オバサンジョ政権は、2000 年 6 月 13 日に署名成立した 2000 年汚職その他関連犯罪法に 1990 年の法律に盛り込まれていた法的枠組みを取り込んでいる。この法案は、多くの問題を含む政治汚職及び関連の犯罪を禁止し処罰することを目指したものである。同法では、この目的を達成するために汚職その他関連犯罪委員会 (ICPC) の設置を規定している。腐敗に対するオバサンジョ政権の取組みは、きわめて満足いくものとは言えないにしろ、認められて然るべきであろう。2001 年時点で盗用されていた総額約 840 億ナイラの公金が前元首サニ・アバチャの家族から回収されて、ナイジェリア中央銀行に戻されている。これは、アバチャとその家族により盗用されて海外の銀行口座に隠匿された金の一部である」

「連邦法である現在の反汚職法の導入によって、政府は政治腐敗全般に対処する上で従来よりも有利な足場を得たと言える。また、注意深く眺めるならば、最も一般的に見られる形態の汚職が今では犯罪行為と認められるようになっていることにも気付くはずである。新法では汚職事件の公判は 90 就業日以内に開廷しなければならないことが規定されており、汚職犯罪の通常裁判における過度の専門的事項及び必要以上の遅れに関連した問題が今では概ね解消されている。新法の規定では、不正手段により取得したと疑われる動産及び不動産を差し押さえられ、有罪判決後は没収されることになっている。こうした汚職防止の法的枠組みは、その目的が必要とするものをかなりの程度まで満たすことができるが、目的を達成できるかどうかは、また別の要因にも左右される...政府が本気で汚職撲滅に立ち向かっていることを国民に悟らせる唯一の方法は、汚職がはっきりと立証された事例で法律を必ず執行することである。現在のところ政府がそれを実行していると言えないのが残念である」 [27b]

- 18.02 2005 年 6 月 25 日付け『デイリー・テレグラフ』紙（英国）のナイジェリアにおける汚職の規模についての報告記事では、次のように述べている。

「ナイジェリアの過去の支配者たちが 2200 億ポンドを盗用または不正流用したことが昨日明らかになったことで、アフリカの手助けをしよう意気込むトニー・ブレア [英国首相] が立ち向かっている課題の規模が露わになった」

「この金額は、過去 40 年間に西側世界がアフリカに与えた援助額にほぼ相当する。アフリカ随一の人口を有する国に対する略奪の総額は、同大陸全体に対する英国の年間援助額の 300 年分に等しい」

「ナイジェリアの反汚職委員会がまとめた数字は、グレンイーグルで来月開催される G8 首脳会議で富裕国グループが直面する問題についての劇的な証拠を提供している。これら富裕国にはアフリカ諸国に対する債務免除計画を承認せよというプレッシャーがかかっている。」

「...3 年前に設置された経済金融犯罪委員会の議長マラム・ヌフ・リバデュは、1960 年の英国からの独立から 1999 年の文民統治回復までの期間に 2200 億ポンドが「浪費」されたと言っている」

「『細かい数字までは把握しきれないが、これが我々の見積りである』と委員会のスポークスマン、オシタ・ンワジャは首都アブジャで語った」

「盗用された財産は、1960 年から 1997 年までの間に西側諸国からアフリカに供与された援助額の 2200 億ポンドとほぼ正確に符合する。これは、マーシャル・

プランのもとで戦後ヨーロッパにアメリカから与えられた金額の 6 倍に相当するものである」

「...かかる規模の汚職を可能としたのは、同国が有する 350 億バレルの石油の確認埋蔵量である。これがあったからこそ、歴代の軍人支配者たちは私腹を肥やして得た金を主として西側の銀行に預金することが可能であった」

「後に軍の独裁者となるサニ・アバチャ将軍は、自分が国を支配した 5 年間に 10-30 億ポンドを盗用した」

「『我々は今アバチャが行ったことの一部をようやく解明し始めたところである』とンワジャ氏は語った」

「ナイジェリアはアバチャの資産を世界中で探したが、およそ 5 億ポンドしか回収できていない」

「オルセグン・オバサンジョ現大統領は、アフリカで最も腐敗した国という自国の評判に終止符打つべく、委員会を設置して汚職摘発に乗り出している。これらの数字は、すべて彼が政権につく以前の期間に該当するものである」 [34]

18.03 2005 年 10 月に発表された 2005 年トランスパアレンシー・インターナショナルによる世界 159 カ国の汚職認識指数 (CPI) では、ナイジェリアは CPI ポイント 1.9 で腐敗度 154 位にランクされている。CPI は、私的利得を得るための公職乱用と汚職を定義し、各国の公務員ならびに政治家の間に存在すると認識される汚職の程度を測定するものである。この指数は、ビジネスマンや国別アナリストの意見を集める 10 の独立機関からの 16 種類の調査に基づいて算出される複合指数である。CPI の点数は、10 (腐敗度が低い) から 0 (非常に腐敗度が高い) の範囲で採点される。 [35]

18.04 2006 年 9 月 13 日の BBC ニュース・オンラインには、次のような報告もみられる。

「ナイジェリアは世界でも最も腐敗した国の 1 つである」

「街頭では日常的に低レベルの汚職を目にすることができる。警察官は、安い給料を補うために、車の運転者から現金を脅し取っている」

「しかし、最も害があるのは、政治と政府の領域で行われる汚職である」

「政府は何十年にもわたり巨額の石油収入を得ているが、国は基本インフラの未整備状態に悩んでおり、何千万人も国民が貧困に喘いでいる」

「一方、一部の政治家やそれを取り巻くビジネス仲間たちは巨額の個人財産を蓄えている」

「収賄疑惑は以前からナイジェリアにおける政治の特徴の 1 つではあったが、来年 [2007 年] 初頭に予定されている選挙が近づくにつれて、腐敗の政治学が新たに強力な役割を演じ始めている」

「この 4 年間のナイジェリア国内の汚職との闘いを具現化しているのが、経済金融犯罪委員会 (EFCC) とその委員長を務める 46 歳の上級警察官、ヌフ・リバデュである」

「同委員会はますますの成果を上げており、リバデュ氏は国の内外で称賛を得ている」

「EFCC によれば、過去 2 年間で同委員会は 50 億ドル以上を回収し、82 名を起訴することに成功しているという」

「同委員会はまた、インターネットを使った犯罪と詐欺師の摘発も任務に加えている。元警察本部長 1 名、政府閣僚 1 名及び弾劾された州知事 1 名の追及も行っている」

「しかし、大々的に報道された強制捜査や取調べにもかかわらず、起訴されたケースを見ると、有罪判決を受けるのは大抵が下級レベルの役人、ビジネスマンや詐欺師である」

「こうなった理由の 1 つは、州知事や大統領などといった一部の行政官職には刑事免責が与えられているからである」

「しかし、選挙運動が本格化するにつれ、オルセグン・オバサンジョ大統領は、あらゆる法的手段を使って ‘犯罪者と悪党’ がナイジェリアで権力の座につくことを阻止すると宣言している」

「最近のインタビューでは、リバデュ氏も腐敗政治家の公職選挙への出馬を阻止することを約束している」

「現在、わずかずつではあるが状況は改善されつつある。しかし、泥棒のような人間を当選させてしまえば、彼らは目の前の金を好き放題にして、ナイジェリアを昔の状態に戻してしまうだろう」

「しかし、この反汚職機関はオバサンジョ大統領の政敵だけを追及しているという非難も受け続けているが、リバデュ氏はこれを否定している」

「選挙が近づくにつれ、EFCC の新たな事件の捜査とならんで政治的偏向を非難する声がそれぞれ次々と出てきている」 [8h]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 偽造文書の使用

- 18.05 ノルウェーの 2004 年 FFM 報告書においても、ナイジェリアでは偽造文書ならびに偽情報が記載された真正文書を簡単に入手できることについて、次のように述べている。

「新聞報道及び外交筋によれば、この地域の大半の国同様、ナイジェリアも行政のあらゆるレベルの公務員による汚職に加えて、広く行われている公的文書偽造の問題に悩まされている。偽情報が記載された真正文書は偽造文書と同じくらい大きな問題となっているという我々 [FFM 調査団] の印象は、外交関係者の証言によって裏付けられている。ナイジェリアでは、正式の手続きで発行された真正文書を取得しても、そこに記載された情報が疑わしいあるいは偽物であるといったことは比較的簡単に経験できる。公式文書の記載情報を検証する決まった手順を実施している政府当局者ほとんどおらず、また、氏名の変更も、新聞に宣誓供述書を掲載するだけで比較的簡単に行えて、以後はその新たに取得した氏名で新しい公式文書を発行してもらえるのである」

「我々が話を聞いた法務関係者は、ナイジェリア人の本当の身元を実際に確認する唯一の方法はその人間の出身地で広範囲の人間に尋ねて回る調査方法しかないという」

「外交関係者の話では、偽の情報が記載された真正の旅券がかなり簡単に入手できるため、彼らはナイジェリア人の旅券にはほとんど信頼をおいていないという。旅券発行当局者が使える身元確認の手段が出生証明書しかないことも珍しくない。出生証明書は、その発行申請を行う人間がその場で提出する情報だけに基づいて発行されてしまうこともしばしばある」 [37] (p21)

- 18.06 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書でも次のように述べている。

「ニューマン [在アブジャ BHC] の説明では、旅券は各州の旅券事務所で発行されるという。発行手続きは最長で 2-3 週間かかるが、申請からわずか数日で発行されることも多いという」

「ニューマンによれば、ナイジェリアでは偽の旅行書類が提示されることは珍しくないという。それらは、通常、真正旅券に、大体は偽の身元経歴データ頁を挿入して偽造されたものである。こうした旅券に見られる偽造の技術的水準はかなり高いという」

「BAOBAB [NGO] で聞いた話でも、ナイジェリアでは偽造旅券が広く行き渡っていることが確認された。BAOBAB が特に強調したのは、治安判事裁判所や最高裁判所が発行したとされる身柄拘留許可証が広く出回っていることであった。書式そのものは真正でも文書は偽造されたものである可能性があるので注意を要すると BAOBAB は警告している」

「新聞に掲載される偽の証明書についてモモー [チャネルズ・テレビ局] も、この現象が非常に広くみられ、また一般人が新聞の第 2 版の非公式なスペースを買うことができ、そこに指名手配中の人間の氏名をはじめとして偽証明書を差し込んで印刷できると語っている。このようにして作られた新聞掲載の証明書は亡命希望者が海外で亡命を申請する際に使われるという」 [15] (p67)

- 18.07 より豊かな国へ旅行しそこに居住するために偽造文書や賄賂を使うナイジェリア人は多く、ノルウェーの FFM 報告書も次のように述べている。

「我々 [FFM 調査団] が聞いた話では、ナイジェリア国内の状況全般に対する悲観主義に加えて望ましい変化は期待薄であると考えて、自分自身と家族の生活状態を改善する方法の 1 つとして移住を考えるナイジェリア人も多い（中心となる人物の移住を通してその家族も移住し、先に移住した者が母国に送金することで大家族も移住に加わる）。賃金水準の高い国での足掛かりを得るためには、例えば、ナイジェリア国内で安定した結婚生活（合法的婚姻関係または内縁関係）を営んでいるにも関わらず、偽情報と偽造文書を使って査証（ビザ）及び／若しくは居住許可証を取得し、海外居住者との偽造結婚を仕組んで、最終的には困難な状況のもとで不法外国人滞在者としてヨーロッパで生活するために、サハラ砂漠を越え地中海を渡る危険に満ちた旅を敢行するナイジェリア人が多くいるという話を我々は何回も耳にした」

「移住を希望するこうしたプレッシャーは、西側諸国への入国ビザの申請件数の増加につながっている。また、多く国の大使館が領事部門共々ラゴスからアブジャへ移転した後も、ビザ申請は増加している。外交関係者の話では、詐欺的移民手続きによってシェンゲン・ビザを取得しようとするケースが憂慮すべきほど多いと述べている。具体的に使われる手法としては、金を積んで公式派遣団の一員に加えてもらい、当該調査団のビザ申請と一緒に偽造文書を含む申請書を提出するといったことが行われているという」 [37] (p5)

目次へ戻る  
資料リストへ

## 信教の自由

### 憲法で規定された諸権利

- 19.01 2006 年 9 月に発表されたナイジェリアに関する 2006 年米国国務省の国際宗教自由報告書は、次のように述べている。

「憲法では、信教もしくは信念を変更する自由、ならびに崇拜、教義、実践及び儀式を通じた自己の宗教または信仰を顕示及び伝播する自由をはじめとする宗教の自由を規定している。連邦政府は宗教の自由を概ね尊重しているが、治安及び公安問題に対処するために宗教活動に制限が加えられるケースも見られる」

「本報告書の報告対象期間中、ナイジェリア政府はイスラム会議機構の加盟国の地位を維持しているが、国家が一律的に定めた宗教というものは存在しない」

「...36 の州があり、あらゆる意思決定において州知事はかなりの自治権を有しているが、人材その他多くの資源を連邦政府からの供与に負っている。憲法では州及び自治体政府が特定の宗教を公式宗教として採用することを禁止しているが、いくつかの北部州においてはイスラム教徒が事実上の州宗教を採用していると申し立てるキリスト教徒もあり、その例として、シャリア（イスラム法）の刑法的側面の再導入、ならびにモスク建設、カディス（シャリア法廷判事）の指導、及びメッカへの巡礼（ハジ）などへの州財源の援用が依然として行われていることなどを挙げている。しかし、北部州をはじめとするいくつかの州では、エルサレムへの巡礼などを含むキリスト教徒の活動にも州政府の財源が充てられている。州政府の要職をキリスト教徒が占めているかイスラム教が占めるかにかかわらず、

一般的にその州民の多数派が信じる宗教に州政府が肩入れする傾向が見られる」  
[3b] (Section 2)

## 信教の自由に対する政府の制限

19.02 宗教の自由に関する国連人権委員会報告書では、次のように述べられている。

「ナイジェリア政府は、宗教又は信仰の自由に対する国民の権利を意図的に侵害するようなことは大体において行っていない。宗教間の緊張を防止するためにナイジェリア政府が重要な宗教集会や宗教儀式に対して制限または制約を加えたりあるいはマイクの使用を禁止することがしばしば見られるものの、信教の自由に対するナイジェリア国民の権利を直接制限するような政策の存在を示す事例については本特別報告者は承知していない」 [26a] (p9)

「しかし、これは、ナイジェリア国民が信教の自由の権利に対する侵害を経験していないということではない。実際、この特定の権利に対する侵害行為が国内各地で発生しており、しかもそれが非国家主体により行われるか、さもなければ非国家主体による行為の結果あるいは政府の政策の間接的な結果、または反対に権利擁護の適切な措置が存在しないことの間接的な結果として起きていることを示す説得力のある一貫した兆候がみられる」 [26a] (p9)

「信教の自由の権利に対する政府による直接的な侵害が存在しないように見えるからといって、この権利及びその他の権利に関連した国際的義務にナイジェリアが拘束されないことを意味するものではない。本特別報告者及びその前任者が国連人権委員会または [国連] 総会に提出した多くの報告書で繰り返し述べているように、信教の自由について国際的に認められた規準には比較的広範な種類の能動的義務が含まれる」 [26a] (p9)

「本報告者がすべての教団で話を聞いた人の多くが、州政府ならびに連邦政府は国民の宗教生活に過度に介入していると口を揃えて語っている。彼らの大部分にとっては、こうした政府の介入姿勢こそがナイジェリア国内の教団が現在直面しているいくつかの問題を生んでいるということになる。一部の例を挙げれば、キリスト教徒とイスラム教の両方に対する巡礼費用の融資をはじめとする教団への補助金の選択的な供与、礼拝所建設のための公的資金の拠出、ならびに宗教に基づく政府要職または公職への任命などがある」 [26a] (p9)

「キリスト教徒もイスラム教徒もそれぞれの教団メンバーが信教の自由に対する彼らの権利が制限されていると不満を述べている。一般に、キリスト教徒がこうした権利侵害の影響を受けるのは、住民の大半がイスラム教徒である地域においてである。ほとんどの場合、そうした制限を加えるのは特定の教団に属する非政府主体か州政府もしくはその両方であるが、連邦政府がそのような制限を加えているという苦情は、宗教暴動を引き起こす可能性がある状況での権利制限以外にはほとんど聞かれない。イスラム教徒でもキリスト教徒でもないナイジェリア国民は、政府からないがしろにされているだけでなくイスラム教徒とキリスト教徒間の緊張に「飲み込まれ」てしまうと不満を洩らしている」 [26a] (p10)

「...本特別報告者のもとに寄せられた権利制限事例のほとんどが、礼拝所の建設、もしくは礼拝所の没収または別の目的に供するための礼拝所の転用に関するものであった。建物に対する制限は都市区画法により正当化されているように見えるが、そうした法律は通常は厳密に適用されることはなく、礼拝所に限って適用され、礼拝所の建物が完全に解体されることもあるという申立てもしばしば聞かれ

る。自治体レベルにおける宗教間対話による調停を通じて礼拝所建設に関連する問題を解決している例もいくつかある」 [26a] (p10-11)

- 19.03 宗教の自由に関する米国国務省 2006 年報告書は、次のような補足説明を行っている。

「新規の教会またはモスクの建設を計画するキリスト教またはイスラム教グループは、法人組織委員会 (CAC) への登録を法律で義務付けられている。本報告書で対象とした報告期間中の宗教グループによる登録について CAC は否定していない。設立後間もない教会やイスラム信徒団の多くはこの登録義務を無視しているところが多く、それらのうち少数ではあるが都市計画法が執行されて礼拝所が閉鎖または解体されてしまった団体もある（とりわけ顕著なのはアブジャ市内）」

「...野外での公共行事には政府の許可を必要とするが、政府当局者及びその集会の参加者はこの規定を無視することが多い。2005 年 6 月、アブジャの最高裁判所は、騒乱を引き起こす可能性のある政治・民族・宗教的集会を禁止した長年適用されてきた公安秩序法の法規定は憲法違反であるとの裁定を出している。この法律は、特に宗教集会だけに適用されるというものではないが、それでも「平和を乱す恐れがあると合理的に判断される」ケースにおいて集会を解散させる当局者に広範な裁量権を与えるものとなっている」

「いくつかの州政府は、裁判所の判決を無視して、民族宗教暴動を回避するために公共の場における大衆集会による布教活動を依然として禁じている。一部の布教グループは裁判所裁定以前から活発な活動を行っていたが、こうした行為の禁止が違憲とされた 2005 年以降、野外宗教集会に対して制限を受けることが相対的に少なくなっている。裁判所裁定にも拘らず集会禁止を継続している州もまだ一部残っている」

「...宗教関連刊行物の配布に対する制約は一般的には加えられていないものの、州営ラジオとテレビでの宗教的宣伝の放映を禁止する措置が散発的に実施されている」 [3b] (Section 2)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 宗教団体

19.04 宗教の自由に関する国連人権委員会報告書には、次のように述べられている。

「いくつかの異なる情報源からの情報によれば、人口の約半数がイスラム教徒、約 40 パーセントがキリスト教徒、残り 10 パーセントがアフリカの伝統的宗教その他の信仰を奉じるか無宗教であるという。必ずというわけではないが、通常、宗教は民族性と関連している。ハウサ／ファニス族の大半はイスラム教徒であり、ヨルバ族とイグボ族は主としてキリスト教徒である。地理的には、北部の人口の大多数はイスラム教徒であるのに比べ、ほとんどのキリスト教徒は南部に居住している。‘中部地帯’と呼ばれる諸州ではキリスト教徒とイスラム教徒との比率は州によって異なっている」

「イスラム教徒のほとんどはマリキ・スンニ派であるが、シーア派やアフマディー教団その他のイスラム宗派も存在する。アフマディー教団は主に南部に居住している。キリスト教の宗派としては、ローマ・カトリック、アングリカン（英国国教会）、メソジスト派、プレスビテリアン（長老派）、ペンテコステ派、エバンジェリカル（福音派）及びアフリカ先住民教会機構がある」 [26a] (p6)

## 宗教団体同士の暴力事件

19.05 宗教の自由に関する国連人権委員会報告書は、次のように述べている。

「この数年間にナイジェリアのいくつかの場所で暴動その他の襲撃が頻発し、犠牲者数も数千人にのぼっており、これはおそらくナイジェリア国内で最も深刻な人権侵害の 1 つであろう」 [26a] (p17)

「...市民社会及び政府レベルで我々が話を聞いた人は、こうした事態は宗教に対する不寛容さに起因するだけでなく、主たる理由ではないにしろ政治、経済、及び民族的要因によるものでもあるとしている。例えば、ジョスでは暴動は先住民と入植者の間の対立、またそれぞれの集団の権利、特に土地取得と財産に対する権利をめぐる対立の結果として説明されている」 [26a] (p17)

「本特別報告者は、この暴動は多岐にわたる複雑な原因によると考えているが、また同時に宗教的な線に沿って進展している面も多いことに注目している。この暴動の先導者が自分たちの主張を宗教的な言葉で表現したほうがより支持を得られることに気づいたことは注目に値する。ナイジェリアでは宗教的信仰は非常に情緒的な問題であるばかりでなく、敵を見極めるための比較的単純かつ簡単な方法でもある」 [26a] (p18)

「こうした宗教的暴動の激しさには驚くべきものがある。それぞれの暴動事件でわずか数日のうちに数多くの殺人が行われている。これはまた、それらの殺害にかなりの数の住民が関与していることあるいはそうした人間の影響を受けていることを示している。とりわけこのような理由によって、暴動が起きた場所で生活する人たちは今でもこれらの殺害事件を彼らの記憶から消せないでいる」 [26a] (p18)

「...本特別報告者が行った面談、特に教団の代表者たちとの面談の多くにおいて、現在の状況がもっと大規模な対立関係に悪化する可能性があることを強く示すような緊張感と兆候が存在することを本特別報告者は明らかに感じている。教団の

メンバー及び非政府組織の代表者たちも暴力拡大の可能性に対する恐れと現状に対する怒りを顕わにしている」 [26a] (p18)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 2001-2004 年のキリスト教徒とイスラム教徒間の暴力事件

- 19.06 近年、キリスト教徒とイスラム教徒住民間の暴力的対立がプラトー州とカノ州で発生している。これらの住民間対立については、2005 年 5 月にヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) が「宗教の名を借りた報復—プラトー州とカノ州における暴力の循環」と題する報告書で詳しく報じている。プラトー州イェルマで起きた住民間の対立を HRW 報告書は、次のように伝えている。

「イェルマはプラトー州の南部に位置する市場町である。重要な商業中心地であるイェルマには昔から様々な民族集団の出身者たちが定住しているが、住民の大多数はイスラム教徒である。行政区分上では、イェルマは、20 キロほど離れた町であるシェンダムを拠点とするシェンダム地方自治体に属している。シェンダムの町の規模はイェルマのそれとほぼ同じであるが、住民のほとんどはキリスト教徒である。また、シェンダム周辺の村落の住民もほとんどがキリスト教徒であり、シェンダムの自治体政府の職員や村落の指導者たちもキリスト教徒である」

[22c] (p10)

「イェルマとシェンダムでの争いにはいくつかの民族集団が関係している。衝突の中心にいたのは、ジャワラ族とシェンダム自治体地域の多数派民族集団であるガマイ族である」 [22c] (p10)

「キリスト教徒とイスラム教徒の両方を含むガマイ族は自分たちを「土着民」と考えており、ジャワラ族を「入植者」とみなしている。一方、ジャワラ族の大半はイスラム教徒で、自分たちこそがイェルマという町を築いたのだと主張している」 [22c] (p11)

「...ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした目撃者たちは、イェルマの町では暴動が 3 回勃発したと語っている。1 回目が 2002 年 6 月 26 日、2 回目が 2004 年 2 月 24 日、そして 3 回目が 2004 年の 5 月 2-3 日である。3 回とも襲撃は計画的なものであった。どの場合も犠牲者にはキリスト教徒とイスラム教徒の両方が含まれていた。しかし、2004 年 2 月 24 日の暴動犠牲者の大半はキリスト教徒で、一方、2004 年 5 月の襲撃での犠牲者はほとんどがイスラム教徒である」 [22c] (p12)

「最初の暴動が発生したのは 2002 年 6 月 26 日である...当日の晩、午後 9 時頃イェルマの町中にマスカレード（人々がマスクを被る伝統的な祝賀またはパレード）が行進して入ってきた...目撃者が語ったところでは、マスカレードの後ろには大群衆が続いており、その多くがナタなどの武器を携えていた。目撃者の何人かは、これらの武装した集団がイスラム教徒を嘲り脅迫し屋外に出てくるように挑発したと語っている。そして彼らはアングワン・パンダム地区のモスクから火の手が上がっているのに気付いたが、その時、別の地区にある建物も燃えているのが見えたという。伝えられるところによれば、それからイスラム教徒は屋外に出て、マスカレードの群衆と対峙した。そこから武力衝突が始まった...暴動は治安回復のための兵士がイェルマに到着した翌朝の 4 時まで続いた」 [22c] (p13)

- 19.07 プラト州とカノ州での武力衝突についての HRW の報告書は、2004 年 2 月にさ  
らなる武力衝突がイェルマで発生したことを伝えている。

「19 ヶ月間の比較的静穏な時が経った 2004 年 2 月にイェルマの周辺では再び武力衝突が激しさを増していた。今回の騒動は、イェルマから 30 キロ離れた住民のほとんどがイスラム教徒の村ヤミニで 2 月 21 日と 22 日の両日に起きた事件が引き金となったと思われる。最初の衝突は、家畜を盗まれたことに憤っていた数人のフラニ族の間で起きた。ラングタン・サウス出身のキリスト教徒が、ヤミニで 50 代のイスラム教徒ガマイ族の地元首長（サアドゥ）その他 8 名を含む何人かを殺害した。キリスト教徒たちはヤミニとラクシ、サボン・ライイ及びアジカマイはじめとするその他の場所で多くの家を焼き払った...2 月 24 日早朝 6 時半頃、イェルマが襲撃される。戦闘は午後の 3 時か 4 時頃まで続いた。キリスト教徒の言い分では襲撃はイスラム教徒が仕掛けたといい、一方、イスラム教徒側はキリスト教徒が仕掛けたのだと主張する。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、どちらの側が最初に攻撃したか確認することはできなかったが、調査では犠牲者のほとんどがキリスト教徒であったことが示唆されている」 [22c] (p14-15)

「2 月から 5 月の間にイェルマ周辺のキリスト教徒住民主体の多くの村に対して小さな襲撃が何回も行われた。そのほとんどが武装イスラム教徒によるものと言われている。シェンダムの地区長がまとめてシェンダム地方自治体に提出した図表には、2004 年の 2 月 21 日から 5 月 6 日の間に少なくとも 17 ヶ所で起きた 22 回の武力衝突が記されている」 [22c] (p19)

- 19.08 プラト州とカノ州での武力衝突についての HRW の報告書は、2004 年 5 月にも再びイェルマで武力衝突が発生したことを伝えている。

「5 月 2 日 [2004 年]、イェルマが再び襲撃された。2 日間続いた今回の襲撃は、同地区で起きた以前のものよりも規模が大きかった。一部のキリスト教徒指導者たちが「襲撃は自然発生的なものであった」と主張しているのをよそに、目撃者やイェルマの住民の証言によれば、襲撃は入念に組織化されたもので、襲撃に参加した者には隣接地域のキリスト教徒住民だけでなく、他の自治体地域のキリスト教徒も含まれていた模様である」 [22c] (p20)

「...襲撃者はいくつもの異なるグループに分かれて行動し、その手口は非常に組織的であった。ある目撃者の語るところでは、5 月 3 日に「襲撃者が来襲しては撤退するを繰り返した。襲撃方法には決まったパターンが見られた。つまり、1 つのグループが襲撃をかけて撤退すると、今度は別のグループが襲撃をかけて来た」という。襲撃者のほとんどは上半身裸の状態で、下にはショーツかズボンを穿いていた。彼らが手にしていた武器は、カラシニコフや G3 からナタ、ナイフ、片刃の短剣や弓矢をはじめとして実に多様であったという」 [22c] (p21)

「...襲撃者たちはイェルマのイスラム教徒住民だけを狙って襲撃した。その様子を目撃者は次のように語っている。「彼らはもう次から次へと殺しまくっていて...犠牲者は皆イスラム教徒でした。襲撃者はあたり構わず発砲していました。女性や子供が殺されているのを見ました...もうただただ撃ちまくっていて、狙いを定めて撃つというようなものではありません」」 [22c] (p23)

「...イェルマのイスラム教徒住民の推定では、5 月 2 日と 3 日の襲撃で約 660 人のイスラム教徒が殺害されたという。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、独自の調査ならびに死体埋葬に参加した者や死者数のカウントに立ち会った者などを含む住民からの詳細な証言から、この死者数はほぼ正確であり、実数は 700 名近く

に達している可能性がある」と信じるに至っている。これらの数字はイスラム教徒の犠牲者数だけに言及したものであり、この 2 日間に死亡したキリスト教徒の数は判明していない」 [22c] (p23)

- 19.09 プラトール州とカノ州での武力衝突についての HRW の報告書は、次のようにも付け加えている。

「ナイジェリアの他地域と異なり、プラトール州において大規模な住民間武力衝突が見られるようになったのは最近のことである。異なる住民グループ間の不満は何十年も昔からみられたが、2001 年までは政治経済的な疎外化に対する欲求不満を表出する目的で組織的暴力に訴えるようなことはなかった。転回点となったのは、2001 年 9 月の州都ジョスで起きた大規模な武力衝突（一般的にはジョス危機と呼ばれている）で、その際には約 1000 名の死者が出ている。それ以降、2002 年から 2004 年にかけての武力衝突のほとんどは、直接的あるいは間接的にジョス事件と関連したものであった」 [22c] (p6)

「...今日に至るまで、明確な組織構造をもった名の知れたグループや民兵組織はこれらの武力行使には関与していない。これらの殺戮の犯行声明を行った個人や組織もない...2001 年のジョス危機以降、状況は流動的になっており、武力衝突は波状的に発生しており、毎回同じ人間が参加していない可能性も考えられる。それでも、特に大規模襲撃のパターンから見ると、高度の組織性、熟慮や計画性が伺われる。これらの襲撃は自然発生的なものであったという両サイドのシンパの主張は信憑性を欠いている」 [22c] (p6)

「...プラトール州での衝突の根には、‘土着民’と‘入植者’の間の争いがある。ナイジェリア全土で‘土着民’あるいは特定地域の先住民と考えられているグループには、政府での雇用枠、州立学校の奨学金、授業料の割引、及び政治的地位をはじめとする一定の特典が付与されている...‘土着民’という用語の定義としては、個人の出身地に基づくと考えるのが一般的であるが、特定の地域で生まれかつ育った者の中にも、その地域以外の場所に住んだことがない場合でさえ、土着民の地位を与えられていない者の数も多い」 [22c] (p8)

- 19.10 プラトール州での武力衝突の発生を受けて、オバサンジョ大統領は同州に非常事態宣言を発動した。その様子を 2004 年 5 月 18 日付けのアフロル・ニュースは次のように伝えている。

「本日 [2004 年 5 月 18 日] 連邦政府は、2 つの民族グループ間の大量殺戮が宗教戦争へと発展した中部プラトール州に非常事態宣言を発動した。オルセグン・オバサンジョ大統領は、この武力衝突が‘全国に波及する’ことを警戒している。非常事態宣言の発動に先立って、オバサンジョ大統領は‘弱腰で無能’であるとしてジョシュア・ダリェ州知事その他プラトール州幹部に対して停職処分を行っている。ダリェ州知事は昨日連邦首都アブジャに急遽出頭するよう命じられていた」

「...プラトール州では過去何ヶ月にもわたって、キリスト教徒が主体の農耕民であるタロック族とイスラム教徒が主体の畜産業者であるフラニ族との間で土地の権利と家畜をめぐる小さな紛争に端を発する騒動が激しさを増している。この対立は今年の初めに武力衝突へと発展した」

「2 月には武装したフラニ族の集団が教会にいたタロック族 50 人を虐殺する事件が起きている。これは同月初めにタロック族がより大きな集団でフラニ族の

村落を数ヶ所襲撃して推定 300 人の住民を殺害したことへの報復であった。プラトー州での武力衝突が激しくなるにつれて、両者の対立は次第に宗教色を強めてきている」

「ダリェ州知事は宗教的な理由からタロック人側についているとの非難を受けている。プラトー州の多数派宗教はキリスト教であり、ダリェ氏は最近イスラム教徒に州から出て行くよう勧告したとも伝えられている。現在、いずれの対立部族にも属していない宗教指導者たちも次第にこの対立に関与し始めるようになっていく」

「先週、プラトー州の騒ぎがナイジェリアの他の州へと飛び火し始めた。5 月 11 日には、住民のほとんどがイスラム教徒であるナイジェリア北部カノ州でプラトー州の同じイスラム教徒に対する襲撃に抗議して大規模なデモが行われた。カノ州のキリスト教指導者の話によれば、600 人以上が殺害され、2 日間にわたって 12 の教会が焼き討ちに遭ったという」

「カノ州では、激化し続ける武力衝突を抑制するために州政府が数回にわたり夜間外出禁止令を出している。自治体当局が暴動取締に最善を尽し始めてからは週末の緊張は幾分和らいでいると伝えられている」

「しかし、プラトー州の州当局と部族及び宗教指導者たちの取組みをオバサンジョ大統領は信用していなかった」

「...オバサンジョ大統領は、今やほとんど相互大量虐殺と化した対立の潮流を押し止めるには真剣な対策をとる必要があると言明して、非常事態令を宣言した。暫定州知事には退役将軍クリス・アリが 6 ヶ月の任期で任命された。とは言っても、非常事態令が施行され続けている限り、プラトー州では大統領が大きな権限を持つことになるであろう」 [9]

- 19.11 2004 年 5 月のプラトー州の非常事態令について、プラトー州とカノ州での武力衝突に関する HRW 報告書では次のような補足説明が行われている。

「事件後数ヶ月経って事態が比較的鎮静化するにつれて、非常事態令に対する当初の反発は次第に薄らいでいった。非常事態令のもとで治安部隊が権限を乱用して住民に嫌がらせや虐待を行うのではないかという懸念は現実のものとはならなかった。非常事態令に批判的な者たちも、その施行の仕方には原則的に異議を唱えていることには変わりないと強調しながらも、少なくとも一時的には平穏状態の回復に非常事態令が貢献している可能性はあると認め始めている」 [22c] (p41)

「非常事態令は 2004 年 11 月 18 日に解除され、ジョシュア・ダリェもプラトー州知事の職に復帰した。それ以降、プラトー州の状況は比較的平穏を保っている。平穏状態の回復に非常事態令が一部貢献した可能性も考えられるし、あるいは武力衝突が、例えば 2001 年のジョス危機後などの以前の衝突時にも見られたように、単に自然に沈静化しただけかもしれない。しかし、武力衝突のそもそもの原因となった根源的な問題、特に経済的資源と政治的地位の支配をめぐる異なる共同体間の長年の不満、ならびに「先住民であること」の定義、に対しては依然として効果的あるいは持続的な取組みは行われていない」 [22c] (p42)

- 19.12 プラトー州とカノ州での衝突に関して HRW 報告書は、次のように述べている。

「5月11日[2004年]、イエルマでのキリスト教徒によるイスラム教徒殺害の報せを聞いて、カノ市のイスラム教徒が暴動を起こし、同市のキリスト教徒住民を襲撃した。5月11日と12日にカノ市では200名以上が殺害された。犠牲者の大半はキリスト教徒で、イエルマでの事態に対する復讐を企てたイスラム教徒によって殺されものである。おそらくは暴動鎮圧のために導入されたと思われるが、最終的には治安部隊が介入したが、警察と兵士がその後も主にイスラム教徒を何十人も殺害したため、治安部隊の介入後も死者数は増大した。[22c] (p50)

「北部ナイジェリア最大の都市でありカノの州都でもあるカノ市は、住民の大半はイスラム教徒であるが、その他にも様々な住民グループが居住しており、例えば、商業に従事するためにここに住み着いたキリスト教徒の大きな共同体も存在している。カノ市は北部の政治的意見の主要な中心地の1つとして、また、ある程度は北部ナイジェリア全体のムードを示すバロメーターになる都市として見られている。北部のもう1つの大都市であるカドゥナ同様、カノ市は依然として相対的に暴発しやすく、国内の他地域で緊張状態が発生した場合にはそれに触発されて武力衝突が起きやすい地域となっている」[22c] (p50)

「カノ市で武力衝突が起きた2日間、キリスト教徒は追い回され殺害され、彼らの住宅、教会その他の建物は焼き払われた。あるイスラム教徒のジャーナリストは、カノで起きた以前の暴動の原因は宗教的というよりも経済的なものであったが、今回の暴動はそれらと異なり、‘彼らはただ殺すことが目的であった’とコメントしている。殺人が第一の目的であった。略奪はそれに付随したにすぎない」[22c] (p53)

「...独自の調査を行ったヒューマン・ライツ・ウォッチは、カノでは5月11日と12日におよそ200-250人、あるいはもっと多くの人が殺されたと考えている。犠牲者の大半は男性であったが、本報告書に所収の証言からもわかるように、数多くの女性と子供も殺されている」[22c] (p55)

目次へ戻る  
資料リストへ

## 2006 年 2 月のキリスト教徒とイスラム教徒間の暴力事件

- 19.13 2006 年 2 月、イスラム教徒とキリスト教徒の間で再び暴力事件が発生した。2006 年 2 月 24 日付けの『ジ・インディペンデント』紙（英国の新聞）による報道は次のように伝えている。

「預言者モハメッドを描いた漫画の出版に端を発したナイジェリアのイスラム教徒とキリスト教徒住民間の5日間に及ぶ武力衝突の結果、約150人の死者が出ると同時に、数千人が住居を失った」

「最悪の惨事が起きた南部の都市オニツシャでは、週の初めに北部のキリスト教徒に加えられた襲撃に対する報復として、昨日、キリスト教徒たちは自分たちが殺した犠牲者の死体に火を点けモスクの外観を汚す行為に出た」

「...先週の土曜日[2月18日]には、ナイジェリア北部のマイデュグリでも武力衝突が発生し、少なくとも15人のキリスト教徒が死亡し、11の教会が炎に包まれた。暴動を主導したのは、デンマーク及びその他ヨーロッパの新聞に掲載された漫画に激怒したイスラム教徒であった。逮捕者の数は100名以上にのぼり、警察を支援するために軍隊も動員された。火曜日[2月21日]には、この襲撃に対す

る報復として、キリスト教徒が多く住む都市オニツシャでイスラム教徒住民に対する暴動が発生している」

「... アナンプラ州知事クリス・ンギゲ（オニツシャはアナンプラ州にある）は街頭に 2,000 名の警察官を配備して事態の鎮静化を進めた」

「ナイジェリア人のアナリストたちによれば、この武力衝突は 2007 年の総選挙に関係した政治的緊張関係によって煽られたものであるという」

「...国内ではオルセグン・オバサンジョ大統領が憲法を改正して 3 期目の大統領任期に就くのではないかという憶測が飛び交っている一方で、予定されている選挙での政治的影響力と政治的地位を助長するために暴力に訴える者もいる」 [41]

- 19.14 2006 年 2 月にナイジェリア国内の他の地域で発生した暴力事件について、2 月 24 日放送の CNN ワールド・ニュースでは次のように伝えている。

「金曜日[2 月 24 日] にはイスラム教徒とキリスト教徒の暴徒がナイジェリアの 3 つの都市で街頭に繰り出し、少なくとも 4 人の死者を出した。これにより、これまでに少なくとも 150 名の死者を出している 1 週間にわたる報復合戦を繰り返してきた宗教上の暴動がまた長引くこととなった」

「ナイジェリアの政治の先行き不安から、来年の選挙に先立って地域的、民族的及び宗教的な対立関係はますます悪化している」

「ナタや棍棒で武装したキリスト教徒の若者たちが南東部の都市エヌガでイスラム教徒を襲撃し、イスラム教のバイクタクシー運転手 1 名を殴り殺した」

「北部の町コタンゴーラでは、イスラム教徒が 3 人を殺害し、9 つの教会に火を点け、商店を略奪したと警察が発表している」

「エヌガのキリスト教徒暴徒は、ハウサ族の 2 人のイスラム教徒が隠れていた銀行を包囲した。警察は集まっていた群集を催涙ガスで追い払おうとしたが、結局彼らを排除することには失敗している」

「...北東部のポティスクムでは、金曜日[2 月 24 日] の早朝にイスラム教徒の若者たちが少数派のキリスト教徒が所有する商店、教会及び住宅に焼き撃ちをかけた。警察は 65 人の暴徒が逮捕されたと発表している」 [42]

- 19.15 2006 年 2 月 27 日付けの『デイリー・チャンピオン』紙（ナイジェリアの新聞）のニュース記事では、2006 年 2 月にバウチで起きたイスラム教徒とキリスト教徒の間の武力衝突について、次のように伝えている。

「10 日ほど前にはボルノ州のマイデュグリとカツシーナ州のカツシーナでイスラム原理主義者たちが大暴れしている。彼らはデンマークとヨーロッパの新聞に掲載された預言者モハメッドの諷刺画に抗議していたと言われている」

「...先週月曜日バウチ州の州都バウチで別の暴動が発生した時点では、ナイジェリア政府はこの不幸な出来事の解決に取り組もうとしている最中であった。マイデュグリ及びカツシーナの場合同様、この暴動にも宗教的色合いがみられる。巷間で伝えられるところでは、バウチの暴動の発端は、地元のガバメント・デイ中学校で授業中にコーランを読んでいた女子生徒に女教師がコーランを下に置いて

授業に集中するように注意したところ、女子生徒が拒否したことであったという。この事件はあっという間に地域の誰もが知るところとなり、この問題をめぐって不動産は破壊され人命も失われる事態にまで発展したという。この時の暴動ならびにこの暴動に対する報復として先週の火曜日と水曜日にオニツシャで起きた襲撃事件による正確な死亡者数を特定することは難しい。なぜなら、多くの情報源から報告された数字が余りにも食い違いすぎているからである」 [25b]

## 2006 年 2 月の暴力事件に対する政府及び警察の対応

19.16 2006 年 2 月 24 日付け『ヴァンガード』紙（ナイジェリア）の報道では、2006 年 2 月に発生した武力衝突事件に対する政府の対応について、次のように述べられている。

「昨日 [2 月 23 日]、政府は、軍の師団長に対し警察と協力して速やかに各地で起きている宗教上の暴動及び / 若しくは報復の波に歯止めをかけるよう指示した。北部人に対する 2 日間の報復の現場となったオニツシャの街頭には、暴動の拡大を阻止するために兵士が既に動員されている」

「...ヴァンガード紙は、暴動が国内の他の地域に拡がることを恐れた大統領が、国防幕僚長アレクサンダー・オゴムディア将軍に指示して、宗派 / 宗教間の武力衝突を鎮圧するための国内保安機構を始動させたのだと推測している」

「その結果、陸海空軍参謀長は武力衝突の可能性が少しでもあれば部隊を配置するよう命令されている」

「市内 [オニツシャ] とその周辺の警備は依然として厳重をきわめている。昨日はこれ以上の騒動を防止するために完全装備の兵士が市内をパトロールしている姿が見られた」

「...昨日はカノ、カドゥナ、ザリアをはじめとするカツシーナ周辺の町にも警察部隊が配置されている」

「‘我々は非常態勢をとっている。全州の州警察本部長が状況を監視していかなる武力衝突も阻止するよう命令を受けている’ と語るのは連邦警察スポークスマンのハズ・イウェンディである」

「...一方、アブジャの警察は、連邦首都圏での恐慌状態を引き起こそうとする一部の教団の企てを未然に防ぐために昨日行動を起こしている。それは、あるイスラム教聖職者に言わせれば、レバノン人のキリスト教徒が書いた本をめぐる騒動で、その本には聖なる預言者モハンメッドについて多少侮辱的な言葉が書かれているものだという」

「連邦首都圏の警察本部長ローレンス・アロビィ氏は、アブジャ思想界の指導者をはじめとする 100 人以上の宗教、伝統的部族及び地域社会の指導者を招集し、首都での宗教的または民族的暴動を扇動しないように警告している。そして、勝手に制裁を加える者は誰であれ警察が取り締まることも力説している」

「‘召集した会議の目的は、国内の他の地域で起きている暴動の真似をしないようにアブジャの住民に呼び掛けることです。ここではそのような暴動を起こさせません。ですから、首都圏住民、特に宗教と地域社会の指導者たちには平穏と冷静さを確保するよう皆に説得してもらいたいのです’」

「 ‘ 何処から連れてくるかに関係なく、ならず者を首都圏へ連れて来て問題を起こさせようとする者を容赦するわけにはいきません ’ とアロビィ氏は語っている」 [29]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 2004 年のイスラム教ヤン・グウォグウォルマヤ派と政府治安部隊の間の暴力事件

19.17 2004 年 8 月 5 日付けの BBC ニュース・オンラインは、2004 年 8 月にヤン・グウォグウォルマヤと呼ばれるイスラム教宗派と政府治安部隊の間で起きた衝突について、次のように伝えている。

「メンバー同士の間で妻の交換を行うイスラム教宗派の本部を警察が襲撃し、何人かの死者が出ている」

「ヤン・グウォグウォルマヤ宗派のメンバーは銃やナタで警察と交戦したが、制圧されたと警察は発表している」

「この宗派が北西部の遠隔地の町ビルニン・ケッピで地元の若者に対し教団への勧誘を行ったため住民から苦情が出されていた」

「警察副署長を含む警官 5 名が重傷を負っている」

「この武力衝突で、宗派の指導者サヌシ・マケラ - ガンドゥも重症を負っている」

「首都アブジャの BBC 特派員エリザベス・ブランドは、この事件は、独自のコミュニティを結成して従来からの市民生活や宗教上の権威を受け入れることを拒否するイスラム教徒の若者たちがナイジェリア各地で引き起こしている一連の事件のうちで最新のものであると伝えている」

「この襲撃での死者数について当局は発表を拒んでいる」

「数千人の信者を擁するとも言われる同宗派は、拠点をサウジアラビアのメッカにあるイスラム教聖地に因んでカバアと呼んでいることから地元の他のイスラム教グループを激怒させている」 [8b]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 2003 年 / 2004 年のイスラム教アル・スンナ・ワル・ジャンマ派と政府治安部隊の間の暴力事件

- 19.18 2005 年 7 月のグローバル・セキュリティ報告書は、2003 年と 2004 年にアル・スンナ・ワル・ジャンマとして知られるナイジェリアのイスラム教宗派と政府治安部隊の間に起きた武力衝突について、次のように伝えている。

「アラビア語で‘モハンメドの教えに従う者’を意味するアル・スンナ・ワル・ジャンマは、タリバン方式のイスラム国家をナイジェリアに誕生させるために闘う大学生からなるイスラム勢力である。このグループは、2002 年以来イスラム国家の樹立を目指す運動を展開しており、イスラム法の実施に手ぬるいと彼らが考える役人に対して公然と批判を加えている。この運動はナイジェリア北東部随一の都市マイデュグリの大学生からは支持を得ている」

「...2004 年 1 月 3 日の交戦の結果、少なくとも 8 人の死者を出しながらもナイジェリア政府当局は武装蜂起を鎮圧したと発表している。住民の大半がイスラム教徒であるヨベ州の州都ダマツルをはじめとする 3 つの町での 5 日間にわたる武力衝突では、2 名の警官と少なくとも 6 人の民兵が死亡している。衝突の発端は、2003 年 12 月 31 日におよそ 200 人の民兵がゲイダムとカナンマの 2 つの警察署を襲撃して警察官を 1 名殺害したことである。襲撃者は警察署に狙いを定め、警察の武器、主に AK-47 突撃ライフル銃を強奪して、それを治安部隊との交戦に使用している。12 月 31 日のカナンマでの最初の衝突に続いて、民兵たちはヨベ州の州都ダマツルの 3 つの警察署を襲撃し、政府施設 1 件に火を点けた。翌日には、ダマツルから 135 キロ東のマイデュグリ周辺部でも治安部隊との衝突が発生している」

「これら民兵たちはアフガニスタンのタリバンの崇拝者を自認している。カナンマを一時的に占領した時に、彼らは‘アフガニスタン’という語を記した旗を掲げている」

「今回の一連の襲撃は、この勢力が初めて武器をとって行動を起したものである。また、イスラム政権樹立を目指す動きとしては、イスラム教徒が住民の大半を占めるヨベ州をはじめとする北部 12 州で 1999 年にイスラム教シャリア法を採用し始めて以来初めてである。治安部隊と武装イスラム教徒民兵の間の衝突が発生してからナイジェリア北東部では 2 週間に少なくとも 10,000 人が難を逃れて自宅を放棄している」 [33c]

- 19.19 政府治安部隊とイスラム教宗派アル・スンナ・ワル・ジャンマメンバーの間の武力衝突は 2004 年 9 月にも起きており、これについて 2004 年 9 月 22 日付けの国連 IRIN 報告書は以下のように報告している。

「ナイジェリア北東部では、アフガニスタンのタリバンに触発された 1 つの武装イスラム教徒民兵集団が、この地域で最初に武装行動を起こしてから 9 ヶ月後に警察署への一連の襲撃を新たに開始している」

「政府当局者の話では、アル・スンナ・ワル・ジャンマ派の武装民兵が月曜夜にボルノ州の 2 つの町で警察署を襲撃し、4 名の警察官を含む 6 名の死者を出したという」

「アラビア語で‘預言者の弟子’という意味の名前を持つこの集団が最初に一般の注目を集めたのは、2003 年 12 月に隣接するヨベ州の遠隔地の町々に一連の襲撃をかけ、さらにその矛先を州都ダマツルに向けた時である」

「約 200 人の民兵から成る襲撃集団は治安部隊の出動によって即座に離散させられた。集団のメンバーの多くが殺害または逮捕されたが、中には近隣のニジェールやカメルーンへ逃げ延びた者もいた」

「最後の襲撃があったのはカメルーンとの国境に近いボルノ州東部の町バマとグウォルツであった、とボルノ州警察本部長アデ・アデカニエは語っている」

「州都マイデュグリから南東へ 73 キロ離れたバマでは、およそ 20 人の民兵集団が地元の警察署長とその他 2 名の警官を殺害したとアデカニエは言っている」

「バマからさらに 40 キロ南のグウォルザでも同様に武装した一団が警官 1 名と 2 人の民間人を殺害し、その他に 4 人を誘拐したともアデカニエは付け加える」

「アル・スンナ・ワル・ジャンマ派は、2 - 3 年前にマイデュグリの大学生と技術専門学校の学生によって結成されたが、ナイジェリア全土から信奉者を集めている。信奉者の多くは裕福で影響力のある親を持っている」

「...政治アナリストたちは、アル・スンナ・ワル・ジャンマ派の出現は暴力的で過激な集団が宗教的にも民族的にも分断されたナイジェリアにかなりの足場を築きつつある表れであると見ている。彼らは、こうした集団がナイジェリアをテロ行為や、もっと悪い場合には、近年経験したような宗派間の武力衝突の渦に巻き込む可能性があることを恐れている」

「ダマツルの監獄から脱獄しようとしていたこのグループのメンバー 4 人が 6 月に殺害される事件はあったが、月曜日 [2004 年 9 月 20 日] のバマとグウォルザへの襲撃は、このグループの民兵が 1 月 [2004 年] に敗走して以来初の攻撃となった」 [21e]

- 19.20 さらに、2004 年 10 月にも政府治安部隊とアル・スンナ・ワル・ジャンマ派メンバーの間で激しい武力衝突が起きているが、その模様を 2004 年 10 月 11 日付の国連 IRIN 報告書は次のように伝えている。

「先週末にナイジェリア北東部のチャド湖近くをパトロール中の警察官が武装したイスラム教徒民兵の奇襲攻撃を受け、警察官 3 名が殺害され、その他 12 人が誘拐されたと警察は発表している」

「ボルノ州警察本部長アデ・アジャカイエの話では、アフガニスタンのタリバン勢力を手本にしたイスラム原理主義者が金曜日 [2004 年 10 月 8 日] の夜にチャド湖近くのカラ・バルゲという町の警察隊 60 名を襲撃したという」

「警察隊がこの町に派遣されていたのは、先月カメルーン国境近くでの戦闘の後で民兵を追跡するためであった、と本部長は説明している」

「アジャカイエが話によれば、武器を積載した警察の車輦が深い泥濘にはまり込んだため、それを警察官が押している時に民兵が発砲してきたという。この襲撃で車輦が爆発し、現場にいた警察官うち 3 名が死亡し、その他が負傷した」

「『壮烈な交戦』の後、派遣部隊警察官のうち 12 名の行方がわからなくなっており、警察では民兵に捕らえられたと考えていると本部長は語っている」 [21b]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 2005 年のスンニ派とシーア派の間の武力衝突

19.21 イスラム宗派間の武力衝突が 2005 年に発生したことを報じる 2005 年 6 月 6 日付の国連 IRIN 報告書は、次のように述べている。

「ナイジェリア北部のソコト市に何百人もの武装警官が配備された。これは、住民の大半がイスラム教徒であるこの地域を包み込む勢いのシーア派とスンニ派の間の武力衝突がエスカレートして、スンニ派のデモ隊が政府機関の建物を破壊したためである」と月曜日に政府筋が語った。

「金曜日にソコトの北部自治体事務局を包囲して火を点けた数百人の抗議者は、少数派シーア派住民に対する激しい攻撃を唆したとして当局者から告発されていたスンニ派聖職者ウマ・ダン・マシディッヤが逮捕されたことに憤激していた、とソコ州知事スポークスマンのムフタファ・シェフは語っている」

「彼はまた、『怒りにまかせて、彼らは事務局の建物を完全に焼き払った』とも報道陣に語っている。『これに対して政府は警察官を配備して武力衝突の拡大を防ごうとした』と彼は説明する」

「市最大のモスクでの説教を行う許可を求めるシーア派の要求をめぐる多数派住民スンニ派と少数派住民シーア派の間の報復的暴力によって、2 月 [2005 年] 以来、ソコトでは十人を超える死者が出ている」

「...この 3 週間はイスラム教の祈りの日である金曜日ごとに、市で最大のモスクに入ろうとするシーア派とそれを阻止しようとするスンニ派との間で衝突が続いている」

「2 週間前にはスンニ派の暴徒が市内のシーア派神学校を襲撃して焼失させており、また、先週木曜日にはシーア派の著名な指導者が自宅で襲撃を受けて殺害されている」

「...ソコト警察本部長アブデュル・ベッロは、金曜日の武力衝突で 20 人が逮捕されたがまだ起訴はされていないと日曜日に発表した」

「先週、以前の武力衝突で逮捕されていた 38 人が社会秩序を乱した罪で裁判にかけられている」 [21d]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## ナイジェリアの在来宗教と儀式殺人

- 19.22 ノルウェーのランドインフォ（ノルウェーの国別情報センター）によるナイジェリアに関する 2006 年実情調査団報告書は、次のように述べている。

「ナイジェリア人によって[ノルウェー国内で]提出される亡命申請書には、申請者が超自然的力あるいは**ジュジュ** [斜体は原文書通り] を使って呪うと脅迫する個人または集団からの迫害に脅かされているという供述が頻繁にみられる。このジュジュという語はナイジェリア英語で、伝統的なアフリカのアニミズム宗教に何らかの基盤をもつすべての宗教的実践行為を意味する一般的用語である。こうした宗教的行為は、キリスト教徒でもイスラム教徒でもない宗教的少数派ではあるが、それなりの数になるナイジェリア人の間で一般的に見られるものである。しかし、そうした行為は、自分たちの宗教的実践も混合主義的であると類別されてしまうという点で、ナイジェリア人のキリスト教徒やイスラム教徒の宗教生活や見解にも影響を与えている。さらに重要なことは、キリスト教徒やイスラム教徒のナイジェリア人の多くは、伝統的宗教の儀式や儀礼に自分自身が参加することはないが、超自然的な力を依然として自分の生活において考慮に入れるべき非常に現実的な影響力とみなしている可能性もある。そのため、超自然的な力を操作する他の人々によって犠牲者にされるのではないかという恐怖が広く行き渡っている。ダヨ・オルタヨ牧師が言っているように、‘誰かに狙われているのではないかと疑いを抱いている人は多く、彼らは自分が成功できないのは他の人が自分に対して悪意を持っているからだと信じている。’ また、問題を解決できない口実として他の人が自分に魔術をかけていると他人のせいにするのも珍しくないと、オルタヨ牧師は強調している」 [40b] (p18)

- 19.23 アースワードが 2005 年に発表したレオ・イグウェの報告書にも述べられているように、ナイジェリアでは伝統宗教の信奉者による宗教儀式殺人が広く行われている。

「一般的にナイジェリアでは宗教的儀式としての殺人が普通のことのように行われており、毎年、何百人ものナイジェリア人がヘッド・ハンターと呼ばれる儀式殺人者の手にかかって命を失っている。ヘッド・ハンターたちは、ジュジュ祭司や伝統的祈祷師などの命を受けて頭部、胸部、舌、性器などといった人体部位を捜しに出かける。こうした人体部位は、祭司や祈祷師が何らかの生贄目的あるいは種々雑多な魔術用の薬を作るために必要としているものである。ナイジェリアでは近年でも、儀式偏重者によって誘拐、殺害あるいは身体の一部を切断された人が数件報告されている」

「...しかしここで次のような疑問が生じてくる。では何故ナイジェリア人は 21 世紀になっても未だにこうした血腥く非道で野蛮な活動や残虐行為を続けているのか？私 [イグウェ] が見るところでは、理由は 3 つある。1. 宗教 - ナイジェリアは非常に宗教心の篤い社会であり、ほとんどのナイジェリア人は超自然的存在を信じており、儀式行為や生贄によってそうした超越的存在に影響を及ぼすことが可能であると考えている。儀式は、伝統宗教の宗教的実践と行事の一部を形成する要素となっている。ナイジェリア人が儀式行為を行うのは、神々を鎮め、超自然的な恩恵を求め、あるいは災難を遠ざけるためである。多くの人は、もしそうしなければ精神的に不愉快な結果が降りかかることを恐れて、そうした行為を行っている。だから、ナイジェリアで行われている儀式殺人の根には、宗教、有神論、超自然主義や神秘主義がある。2. 迷信 - ナイジェリアは、ほとんどの信仰が未だに非合理、ドグマ、神話的要素及び魔術的思考によって形成されている。

幽霊、ジュジュ、魔力及び魔法といったものの存在が広く信じられている。ナイジェリア人は、人間の頭部、胸部、舌、眼及び性器を使って作った魔法の薬は政治的及び経済的な幸運をもたらす、ジュジュ、お守りや魔除けが事業の失敗、病気や病弊、事故や精神的攻撃から身を守ってくれると信じている。実際、儀式は精神的な防衛の砦を築く行為としてみなされている。3. 貧困 - ナイジェリア人が殺人に手を染める目的は、ほとんどの場合が金儲けである。ナイジェリア人の中では、たとえ合理的、科学的あるいは常識的に考えて何の根拠がないにしても、人間の血や身体部位を使って行われる特殊な儀式には金や富をもたらす力があるという信仰が広く行き渡っている」

「例えば、これまで金儲けのための儀式を行って金持ちになったというナイジェリア人は 1 人もいないという事実がある。それでも依然として、‘儀式的富’や‘血の金’の信仰は人々の間に根強く残っており、また、メディアや映画産業でも際立った呼び物となっている。ほとんどの場合、我々が耳にする話は無知と伝言に基づいた単なる憶測にすぎない。例えば、外国人を騙す詐欺師などの怪しげでいかがわしい手段によって金持ちになったナイジェリア人は、両親、妻、子供その他の近親者の血や身体部位を使った金儲け儀式に耽っていたと言われる。そのため、無知、貧困、絶望、騙されやすいナイーブさや非合理主義に突き動かされて多くのナイジェリア人が儀式のために同胞を殺害するのである」 [36]

目次へ戻る  
資料リストへ

## 民族集団

20.01 reference.com の項では次のように述べている。

「ナイジェリアの 250 に及ぶ民族集団の間に見られる多種多様な慣習、言語、及び伝統がこの国に豊かな多様性を与えている。

「ナイジェリア北部の 3 分の 2 の地域で支配的な民族集団はハウサ - フラーニ族で、その圧倒的大多数がイスラム教徒である。北部地域でのその他の主要な民族集団としては、ヌブ族、ティヴ族及びカヌリ族がいる。ヨルバ族は国の南西部で有力な民族である。ヨルバ族の半数以上はキリスト教徒、約 4 分の 1 がイスラム教、そして残りの大半が伝統的信仰を奉じている。その大半がキリスト教徒であるイグボ族は南東部で最大の民族集団である。キリスト教徒の中ではローマ・カトリック教徒が最も多いが、ペンテコステ派やその他福音主義派も少なからずいる。エフィク族、イビビオ族、及びイジョウ族（国内で 4 番目に大きな民族集団）共同体もこの地域の人口にかなりの部分を占めている」 [20]

20.02 ナイジェリアの民族的多様性は連邦政府及び州政府の構成にも反映されており、それについて米国国務省 2005 年報告書では次のように述べられている。

「法律では、連邦、州、及び地方自治体の政府及びそれぞれの政府機関、ならびにその活動には国の持つ多様性を反映させて国家の結束と母国に対する忠誠心を進展させることを定めている。政府は多様性を示す良い例である。オバサンジョ大統領は南西部のヨルバ族出身であり、副大統領は北東部のフラーニ族、上院議長は南西部、副議長は南東部の出身者である。政府のその他の主要な地位についても、各地域及び民族集団間のバランスがとれるような任命が行われている。上院はその監視的役割を果たす立場から、オバサンジョ大統領が人選した大使クラスの多くを拒絶し、各州から少なくとも 3 名を任命するよう主張している。政党

内の地位も異なる地域及び民族集団の間で持ち回りにして各地域が十分に代表されるようにした「地区割制」が採り入れられている。こうした取組みにも関わらず、250 以上の民族集団を抱えていては、すべての集団が確実に代表されるような政府を作ることは簡単ではない」 [3a] (Section 5)

## 民族性と社会的差別

20.03 米国国務省 2005 年報告書では次のように述べられている。

「民族性に基づく社会的差別は、どの民族集団の成員も行っており、民間部門の雇用パターン、都市部での事実上の民族別住み分け、主要な民族及び地域的境界を越えた婚姻例の少なさなどに明確に現れている。一部の民族集団同士間には緊張関係の長い歴史が存在している」

「自分たちは十分に代表されていないと不満を述べる民族集団は多い。政府が民族的差別を行うことを法律は禁じているが、社会的無視を訴える者が特に南部の民族集団やイグボ族の成員の中に多くいる状態は続いている。特に、ニジェール・デルタ地帯の民族集団は石油問題に関してと治安部隊内部に自分たちの利益を高い水準で反映させることを要求し続けている。軍の階級制度を牛耳ってきたのは中部地帯とキリスト教徒の将校たちであり、北部の人間の中には北部のハウサ族が軍隊内で十分な地位を与えられていないと考える者もいる。北部地域のイスラム教徒は、政府が軍隊内の要職を中部地帯出身のヨルバ族やキリスト教徒に優先的に与えていると非難している。伝統的社会の繋がりによって個々の政府職員には、より重要な地位や引き立てを同じ民族出身者に与えるよう求めるプレッシャーが強く働いている」 [3a] (Section 5)

20.04 2005 年 4 月のグローバル・セキュリティ報告書においても、次のように説明している。

「ナイジェリアとして知られている地域では、経済的機会をめぐる競争に駆り立てられた対立が 150 年以上にもわたって生活の要となっている。程度の差こそあるものの、こうした競争状態を曲がりなりにも管理できている場所も国内には数多く存在しているが、それでもいつ武力衝突が勃発してもおかしくない。ナイジェリアの 2 大都市であるカノとラゴスは全国各地から転入者を引き寄せている。経済的機会を求めてやって来るこうした転入者は、親族ネットワークを通じて就職先を見つけることが多く、あるいはそれでも見つけれない場合には同じ民族集団の成員を通じて雇用先を見つけることも多い。このことは、経済的競争がしばしば民族的基盤に基づいて組織された集団同士間で発生することを意味している。その結果、狭義には民主主義へ向かうナイジェリアの移行過程を、また、広義には政治状況全般を不安定化させ経済を崩壊させかねないような潜在性がこうした対立に組み込まれていくのである。しかし同時に、こうした経済的競争も他の形の対立同様、民族間の緊張関係を拡散できるような訓練と機関を地域指導者が持っていれば、むき出しの武力衝突に煮詰まる前にうまく管理することも可能である」

「ナイジェリアの多様な民族集団は、全国のどの都市部でも様々な民族と混在しながら概ね平和に共存している。にも拘らず、異なる民族集団の成員は互いを疑惑の眼差しで見ている。彼らはそれぞれが過去の武力衝突を覚えており、多集団による軽視、侮辱及び「不公平な」利益に対し極めて敏感である。他集団の成員の行動を自分たちに対する支配力を獲得（あるいは回復）する試みと解釈するこ

とも多い。どの民族集団も他集団から軽視、被害及び不利益を被った過去を持つと認識している。また、各集団は集団間の武力衝突に即応できる民兵を有しており、どの民族集団も他集団の成員に怪我を負わせた過去をもっている」 [33b]

目次へ戻る  
資料リストへ

## 異民族間の武力衝突

- 20.05 ナイジェリアでは異民族間の武力衝突が時々発生する。2005 年 2 月 1 日に発表されたグローバル IDP プロジェクトの『ナイジェリアの国内避難民：隠された危機』報告書は、次のように述べている。

「1 億 3000 万人の人口と 250 以上の民族集団を擁するナイジェリアは、アフリカ随一の人口密度を持つとともに、定期的に住民間の武力衝突の引き金となる宗教的、民族的及び政治的な断層を数多く抱えた国でもある。こうした状態は、変動はあるものの、特に 1999 年の民主政体の回復以降、国内で居住地を変えることを強いられた相当数の避難民を生み出している。1999 年以降の住民間の武力衝突で死亡した人数はナイジェリア全体で少なく見積もってもおよそ 10,000 人を数える。中には中部のプラトー州だけでも 50,000 人以上の死者が出ているとする政府の統計もある（2004 年 10 月 7 日付け BBC による）」

「...ナイジェリアにおける住民間武力衝突で最も重要な原因は、おそらく自らを特定地域の土着先住民と考える人々と入植者とみなされている人々の間に全国的に定着している分断意識であろう。たとえ入植者が特定の地域に数百年間も住んでいようと、土地所有権、商売の規制、就職及び教育に関して常に差別される側に置かれている。例えば、住民の大半がキリスト教徒であるプラトー州では、‘入植者’の大半は北部のハウサ - フラーニ民族集団で、彼らはサハラ砂漠の拡大によって昔からの牧草地が乾燥地となったため、次第に南へ移動してきた遊牧民である。ハウサ - フラーニ族のイスラム教徒は長年にわたり、キリスト教徒の農民が彼らの家畜を盗んで放牧の邪魔をしていると苦情を訴えている。一方、農民側は家畜が侵入して農耕地を荒らしていると反論している。同時にまた、イスラム教徒である土着の民族集団は、ハウサ - フラーニ族が放牧に使用する土地を拡張しようとする意図を持っていると考えており、そうした拡張的傾向に対して激しく反対している [13] (p8)

- 20.06 米国国務省 2005 年報告書でも次のように説明している。

「同年 [2005 年] に起きた武力衝突の原因となったのは、それぞれの民族集団が州及び地方自治体を支配しようとした結果生じた競合しあう経済的願望である」

「3 月 5 - 6 日 [2005 年]、ジガワ州とバウチ州の州境で続いていた住民間の対立がエスカレートして、数十人が負傷し、最大で 8 人が殺害される事件が発生した。対立の原因となったのは、ジガウ州のある村で 300 年続いた公共市場が 2004 年にバウチ州の隣村に移転されたことであった。バウチ州のある議員が市場はジガウ側に戻ることは決してないだろうとコメントしたことで、この 2 つの村の住民間に武力衝突の火を点けたと報じられている。この事件を受けてジガウ州政府は特別委員会を設置し、州の情報局長を議長に任命して武力衝突の原因解明と解決策の勧告を行わせた。同委員会は 3 月 [2005 年] に報告書を提出したが、報告書の内容は公表されていない」

「...土地の権利と所有権をめぐる対立は、ティヴ、クワッラ、ジュクン及びアズラ族の成員間で絶えることなく続いている。これらの民族集団はそれぞれナッサラワ州とベニウ州とタラバ州が州境を接する地点またはその近くに居住している。各民族から当該係争地に一番遅くやって来たと思われているティヴ族は、自らを‘土着先住民’と考えている他部族からは無許可で勝手に住み着いている民族とみなされている。ティヴ族はベニウ州の広い範囲と他州のいくつかの場所では最大の民族集団である」

「過去に幾多の住民間衝突が起きているベニウ州東部で、4月[2005年]にティヴ族とフラニ族の間で戦闘が起き10-20人が殺害された。発端はティヴ族の少女がフラニ族の牧夫に強姦されたためと伝えられている。フラニ族の多くが難を逃れて隣のタラバ州へ逃げ込んでいる。州の警察コマンドは、この地域での武力衝突の拡大を阻止するために追加の機動隊員を配置している」

「コギ州とエド州のオゴリ族とエクベド族の間でも、境界と土地争いをめぐる住民間衝突が続いている。コギ州とエド州の州知事は、2003年に係争地を‘緩衝地帯’であると宣言し、紛争を国家境界委員会へ付託した。この年にそれ以上の措置が取られることはなかった」

「この年には、少なくなりつつある土地資源を求めて争う牧夫と先住民の農民との間に頻繁に武力衝突が発生している。農民が耕作地の範囲を伝統的な放牧ルートにまで広げる一方で、放牧民のほうでも過放牧地から耕作地帯へと家畜の群れを移動させている。2月[2005年]には、アダマワ州のデムサで農民と牧夫の間起きた武力衝突で少なくとも10人が死亡している。また、ジガワ州のリンギムLGA[地方自治体]でも農民と牧夫の間で武力衝突があり、4-10人が殺されている。およそ20人が逮捕されたが起訴された者はいない」[3a] (Section 5)

目次へ戻る  
資料リストへ

## デルタ地帯における民族間の武力衝突

20.07 ノルウェーの2004年FFM報告書では、次のように述べている。

「ナイジェリア赤十字社及びその他の話では、ナイジェリアにおける民族間対立が最も激しい地域の1つはニジェール・デルタ地帯であるという。ナイジェリア赤十字社は対立の裏に潜む理由をいくつも挙げているが、中でも中心的なものとして資源の支配、つまりこの地域の龐大な石油資源を誰が支配するかを指摘している。これ以外にも、この地域では大きな社会問題がいくつも存在し、一部の問題は石油ビジネスに直接関連しているが、石油ビジネスとは無関係な問題としては世代間の対立、非常に高い失業率及び収入確保の代替手段としての組織犯罪その他の犯罪などもある。この地域の広範囲に及ぶ問題としては、麻薬取引の他にも、暴行殺人、パイプラインからの石油の‘積込み’に関与するギャングなどがあると赤十字社は指摘している」[37] (p10)

「...対立が武力衝突に発展することが多い地域は、ワッリ・タウンと沿岸部湿地帯である。これら地域の住民の主たる関心は、地元の資源に対する権利の主張と、自らの将来は自らの手で選択できるようにすることである。彼らがこうした問題を問う相手は同地域で操業する国際石油会社である」[37] (p10-11)

「...住民の間では自分たちは不当な扱いを受けているという気持ちが根強くあり、それが住民、特に若者を操作されやすい存在にしている。この地域でよく聞かれる意見は、石油会社は個人を対象とした補償制度を中止して、教育、保健医療その他のインフラ開発プロジェクトに投資すべきだというものである」 [37] (p11)

「...彼ら [ナイジェリア赤十字社] は、対立の利害関係者として、自治体当局、国際石油企業、地元の民族集団、中央政府その他などを挙げている。政党と民族的組織の両方を含む地元組織も活発に活動している。これらの組織には数多くの分派集団が存在し、それらの活動の仕方はカルトに通じるものがある。異民族間の対立は激しいが、民族集団内部でもかなりの対立がみられ、下位集団や氏族が武装していみ合っている」 [37] (p11)

20.08 2005 年 4 月にグローバル・セキュリティが発表した情報は、次のように説明している。

「ニジェール・デルタ地帯の大衆動員の先頭に立っているのは、オゴニ人生存運動 (MOSOP)、ニジェール・デルタ地帯イジョウ民族国家存続運動 (MOSIEN) やイジョウ青年会議といった組織である。MOSOP が内部崩壊した後は、イジョウ青年会議が次第に注目を集めつつある。現在、彼らの土地に埋蔵されている石油が生む富の分配権をめぐる闘いを主導しているのはイジョウ族の若者グループである。彼らはいくつものグループを組織しているが、中でもエグベス・ボーイズ・オブ・バイエルサ、チココ運動、イジョウ青年会議、ニジェール・デルタ・イジョウ共同体連合、及びニジェール・デルタ義勇軍などが勇名を馳せている。分派組織の中には私的な利得のために恐喝、追い剥ぎ、破壊活動や誘拐などに手を染めている集団もある。戦闘に加わっているイジョウ族の若者の多くは定職を持たず暇を持て余している者で、彼らにとって暴力は日常の娯楽の源泉となっている」

「イジョウ国民会議は、文化変容を達成し、ニジェール・デルタの住民、特にイジョウ族を長年の環境汚染、企業暴力、不公平な社会経済構造及び政治的弾圧から解放するために闘いにかかわっている」

「ニジェール・デルタ人民義勇軍 (NDPVF) を指揮するモウジャヒッド・ドクブ・アサリは、自国の石油がもたらす富の配分に与っていないと不満を抱いている多くの貧しい住民たちからは国民的英雄とみなされている。ドクブ・アサリは、自らの闘いを 8 百万人のイジョウ族のために地域での自決権と石油資源に対するより大きな支配権を獲得するための闘争であると主張している。NDPVF は、自分たちはイジョウ族の生活向上を目指していると言っている。イジョウ族は、ナイジェリアの石油生産の大半を占めるニジェール・デルタ地帯で最大の部族である」しかし、政府ではパイプラインから石油を盗み出し、沖合いのタンカーへそれを内密に売却することで、財を得ている犯罪ギャングに過ぎないと言っている。 [33a]

目次へ戻る  
資料リストへ



## レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランス・ジェンダーの人々

### 同性愛の慣行と法律

- 21.01 ナイジェリアの刑法 214 条には、男色を違法行為としその刑を犯した者に対しては禁固 14 年の刑罰が科されると規定されている。男色行為は未遂でも違法行為になり、その刑罰は禁固 7 年と定められている。刑法 217 条では、公然非公然の如何を問わず、‘甚だしい猥褻行為’と定義される男性間のその他の同性愛的行為や慣行も違法と定めており、その違反者に対しては禁固 3 年の刑罰が科されることを規定している。合意に基づかない行為に対する最高刑も合意に基づく行為の場合と同じ量刑となっている。ナイジェリア刑法は、レスビアン（女性同性愛）行為については言及していない（1999 年国際レスビアン及びゲイ協会の同性愛に関する世界各国の法制調査より）。[23] 米国国務省 2005 年報告書では、「連邦法の下では同性愛は非合法化されており、同性愛行為に対しては最高で禁固 14 年が科される」と指摘しており、また、「シャリアを採用している北部 12 州では、同性間の性行為に及んで有罪判決を受けた成人は石打ちによる死刑に処されることになっているが、これまでそうした判決が下された事例はない」とも補足している。[3a] (Section 5)
- 21.02 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書でも次のように述べている。
- 「南部ナイジェリアの慣習法では同性愛は違法であるが、そのようなケースが法廷で裁かれた例はほとんどなく、また、報道関係者や一般国民も同性愛行為事件に対して関心を示すことはほとんどない。同性愛行為に対する処分は、その違反行為が刑法、刑罰法規あるいは各州のシャリア法のいずれの下で裁かれるかによって異なってくる。刑罰としては数年から 14 年までの禁固刑である。ただし、罰金を支払うだけですむ場合もあるが、シャリア法の下では死刑を宣告される可能性もある」 [15] (p23)
- 「オピアグウ [LEDAP] の話によれば、成人間の合意による行為に対して法的に処罰が加えられることはないという。ただし、シャリア法の下では男色に対して死刑判決が下された例はこれまでに 1 件あるという。オピアグウが言及したのは、男色行為により有罪を宣告され、2003 年 9 月にバウチのシャリア法廷で石打ちによる死刑判決を下されたジブリン・ババジの事件である。後日、この男性は控訴して無罪判決を獲得している。この事件に関連して同じく有罪を宣告された 3 人の未成年者に対しては、当該控訴が決定する以前にすでに鞭打ちによる刑罰が実施されていた」 [15] (p24)
- 21.03 ゲイの権利擁護団体であるアライアンス・ライツの議長は、同性愛に関する法律が実際に適用されることはほとんどないが、法律があることで同性愛に対する不寛容な風潮を醸成する原因にはなっていると語っている。アライアンス・ライツは同性愛に対して向けられる社会的な敵意と闘おうとしている団体である。自分が同性愛者であることに気付いた若者は、それが人に知られた場合、村八分にされたりあるいは家から放り出されることを恐れてその事実を隠そうとする傾向があるという。（2002 年 4 月 22 日付のナイジェリアの日刊紙『ザ・ニュース』の報告記事 “全国のゲイに告ぐ、団結せよ！” より） [24]
- 21.04 2006 年 1 月 20 付けの国連 IRIN 報告書には、次のような記述も見られる。

「法務大臣が言うところの同性愛の慣習が西側からナイジェリアに浸透することを回避するための措置として、ナイジェリア政府は同性愛関係及び同性間結婚を禁止する法律を提案している」

「今週、法務大臣バヨ・オジョは法案を発表したが、これは、アフリカ随一の人口を抱えるナイジェリアに忍び寄りつつある同性愛関係と同性結婚に対してオルセグン・オバサンジョ大統領が抱く懸念に応えたものであると語っている」

「...提案中の本法案では、同性愛関係に入るかあるいは同性間結婚を行った者は禁固 5 年の刑を受けることになる。また、かかる結婚を取り決める手助けをした司祭その他の聖職者またはいかなる者も同じく禁固 5 年の刑罰を科されることになっている」

「ゲイの権利を促進する運動も本法案では禁止されている、と法務大臣は語っている」

「...提案中の本法案はひどい人権侵害である、とゲイの権利を擁護する活動家たちは言っている」

「『我々は全面的にこの法案を糾弾する』と氏名の公表を拒否したある活動家は IRIN に語っている。『我々はナイジェリア人であると同時に人間でもある。これは人権に関わることである。我々が今ここに生き、ナイジェリアの一部であることは紛れもない事実なのだ』」

「ゲイとレスビ안의権利団体がつい最近首都のアブジャで HIV/AIDS 会議を開いて、同性愛の男女のニーズを十分に認めるよう強く要請した時には、政府はおそらく不安を感じ動揺を覚えたはずだ、とこの活動は言う」

「同性愛関係を嫌悪する気持ちはナイジェリア社会に深く根付いており、同性愛に対する敵害視する点では北部のイスラム教徒と南部のキリスト教徒の多くが結束している」

「2000 年に厳格なイスラム教シャリア法の導入を開始した北部の 12 州では、同性間のセックスは、実際には未だ適用されたことはないが石打ちによる処刑の対象となっている」

「政府による同性間結婚と同性愛関係の非合法化の動きは、西側世界での同性間結婚とゲイ聖職者の聖職授与式に対する世界的な反対運動においてナイジェリア英国教会が主導的な役割を果たしていることと軌を一にしている。ナイジェリア国内の英国教会員数は 1700 万人を超えており、英国内のそれに次ぐ 2 番目の規模を誇っている」[21c]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 同性愛に対する社会の態度

- 21.05 ナイジェリアにおける同性愛に対する社会的態度に関して、ナイジェリアの 2004 年 FFM 報告書は次のように述べている。

「ピースワークス [NGO] の代表者の説明によれば、ナイジェリアでは、同性愛はそもそもアフリカの伝統的文化には馴染まないもので、西洋諸国による植民地化の影響及び／若しくは北部のアラブ文化の影響がもたらした悪習であるという信念が広く受け入れられているという。国民の間での同性愛に関する一般的な態度は非常に硬直したもので、異性と結婚させようとするかなりの圧力があると彼女（代表者）は言っている」

「...バオバブ [NGO] の代表者たちが我々 [FFM 調査団] に話したところでは、自分のことをゲイ／レスビアンであると告白する人には彼らは個人的にはまだ出会ったことはないという。同性愛を話題にするのはタブーであるため、自分をゲイ／レスビアンと認識している人は大体が家に引き籠もって目立たないようにしている。同性愛は、ナイジェリアの南部よりも北部のハウサ族の間でより多く見られる現象であるとも言及している。バオバブの代表者の 1 人は、バウチ州のシャリア法廷は同性愛行為に及んだ男性を合法的に迫害したケースを耳にしたことがあるというが、その情報の出所を特定することはできなかった。彼らバオバブ代表者たちの意見では、ナイジェリアのゲイやレスビアンを苦しめているのは差別と非難の烙印であり、法による迫害ではないという。それでも彼らはナイジェリアの刑法が同性愛を非合法化していることも強調している。ナイジェリアのゲイやレスビアンの置かれた状況は、国内の人権 NGO の間でも深刻な問題としてとらえられてはいないという」 [37] (p16)

- 21.06 英国内務省／デンマーク移民局 FFM 報告書も次のように説明している。

「ナイジェリアの大都市に住む同性愛者は、自分が同性愛者であることを公言しない限り迫害を恐れる必要はないかもしれない。普通の人よりも裕福かあるいは影響力がある同性愛者は、同性愛行為で告発されたりあるいは嫌疑をかけられても、賄賂を使って警察を抑えることができる」 [15] (p23)

「...ユスフ [『デイリー・トラスト』紙の編集長] は、ナイジェリアの社会は昔から同性愛を受け入れて来なかったと説明する。法律では同性愛が禁じられている一方で、同性愛者を援助または支援する組織は存在しない。そのため、同性愛者であることが人に知られるようになった者は非常に深刻な問題に直面する可能性が高い。社会が同性愛者を容認することはなく、また、自分が同性愛者であることを敢えて公言する男女もいない。ナイジェリアでは同性愛者は「隠れて」生活する傾向がみられる。同性愛者たちが抱えている恐れを示す例として、デイリー・トラスト紙は大都市であるラゴスで同性愛者の代弁者に 1 人も出会うことができなかったとユスフは説明している」 [15] (p23-24)

「ナイジェリアの同性愛者は誰でも不当な扱いを受けることを恐れているが、それには十分な根拠がある。彼らは当局者による不当な扱いではなく、自分の属する地域社会や社会全体からのそれを恐れているのである...とユスフは認識している。社会的な孤立と差別を受けることを恐れて同性愛者が自らの性的傾向を公然と表現できないことはBHC [英国高等弁務官室] も確認している」 [15] (p23-24)

- 21.07 2004 年 5 月にアブジャで開かれた第 4 回全国エイズ会議にはゲイ権利団体も姿を見せた。そうした団体の 1 つ、アライアンス・ライツはナイジェリア人に向か

って同胞のゲイ社会を受け入れ擁護するよう呼び掛けた。刑法にシャリア法を取り入れた北部 12 州では、同性愛行為に耽ったと認められた成人は石打ちによる死刑に処せられる可能性がある。男性同性愛者の多くは、自分が同性愛者であることを隠さなければならず、また自分が文化的規範に則っていると周囲から見られるために女友達を作り時には結婚さえしているが、それでも他の男性との関係を密かに維持している。（2004 年 5 月 7 日付けの国連IRIN報告書『発言権を要求するゲイ社会』） [21a]

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)

## 障害者

### 22.01 米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている

「雇用、教育、保健医療またはその他州公共サービスへのアクセスにおいて身心障害者に対する差別を禁じる法律は存在していない。障害者のための物理的近接性を義務付ける法律も存在しない。障害を持つ児童や女性は、社会的な汚名、搾取、及び差別に直面しており、また、家族からさえも不名誉の原因となるとみなされることも珍しくない。家庭の収入に貢献できない障害児は重荷とみなされ、時には徹底的になおざりにされることもある。街頭で物乞いをしている障害を持った窮乏者はかなりの数にのぼっている。各種カテゴリーの障害者の識字率は、男女ともに健常者の国民のそれよりも相対的に低い。連邦政府は、障害を持つ貧窮者に職業訓練を提供するための訓練センターをアブジャに開設している。各州でも盲人や身体的活動能力を失った人が自立できるように支援する施設を独自に設けている。また、障害者自身が設立する自助NGOの数も増えつつある」 [3a] (Section 5)

[目次へ戻る](#)  
[資料リストへ](#)